

令和5年第3回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 令和5年 9月 5日

本日の会議 令和5年 9月 6日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	3番 岡田 義晴 議員	4番 八木 亮三 議員
5番 松林 敏 議員	7番 浦川 圭一 議員	8番 中村 美穂 議員
9番 安部 都 議員	10番 金子 恵 議員	11番 山口 憲一郎 議員
12番 堤 理志 議員	13番 竹中 悟 議員	15番 西岡 克之 議員
16番 安藤 克彦 議員		

欠席議員

2番 藤田 明美 議員 6番 西田 健 議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木 秀一 君	議事課 長	福本 美也子 君
係 長	江口 美和子 君	主 任	村田 潤哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	金崎 良一 君	総 務 部 長	青田 浩二 君
企画財政部長	村田 ゆかり 君	建設産業部長	山口 新吾 君
健康保険部長	森川 寛子 君	水道局長	渡部 守史 君
会計管理者	田中 一之 君	教育次長	山本 昭彦 君
教育委員会理事	鳥山 勝美 君	総務課 長	荒木 隆 君
情報政策課長	木須 紀彦 君	契約管財課長	永野 英明 君
地域安全課長	山口 聡一朗 君	政策企画課長	中村 元則 君
財政課 長	北野 靖之 君	福祉課 長	川内 佳代子 君
こども政策課長	宮司 裕子 君	住民環境課長	細田 愛二 君
教育総務課長	久原 和彦 君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時02分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を順守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、八木亮三議員の①ゼロカーボンシティ宣言の進捗と今後について、②事務事業評価について、③LGBT理解促進法とパートナーシップ制度についての質問を同時に許します。

4番、八木亮三議員。

○4番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。大きな1番、ゼロカーボンシティ宣言の進捗と今後について。本町は令和3年3月に長崎市、時津町とともに2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行いました。2050年まであとわずか27年しかありません。急激な気候変動とそれに伴う自然災害の増加など地球温暖化の影響は世界中の全ての人に関わることであり、当然に本町の全ての住民も当事者意識と危機感を持ってその防止のために考え行動する必要があります。行政はその旗振り役とならなければなりません。1年前の令和4年9月にも関連する一般質問を行いました。今後27年で達成するには相当のスピード感と実効性の高い施策、計画が必要であると考え、1年前からの進展や現状、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づく今後の取り組みについて質問いたします。（1）宣言どおりに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成できると考えておられますでしょうか。

（2）150ページもある長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案を作りながら、公募したパブリックコメントはゼロという結果で、募集していたことすら知らない町民も多い状況です。CO2削減は住民の協力なくして絶対に実現し得ないものがあります。ゼロカーボンシティへの町民参加推進を急ぐ必要があると考えますが、どうお考えでしょうか。（3）再生可能エネルギーの代表的なものは太陽光発電ですが、メガソーラーなどの設置を検討するとどうしても環境破壊などが懸念されます。温室効果ガス削減のために森林を破壊しては本末転倒になりますが、今後太陽光発電の利活用推進に当たり、そのような環境破壊とのバランスについて何らかの方針はありますでしょうか。

大きな2番、事務事業評価について。本町は毎年度事務事業評価を実施、公表していますが、内容は事業改善状況、事業実施状況、今後の方針、今後の方向性といった主観的、定性的で限定的な結果のみで、それぞれの施策にかかった職員数や人件費、費用対効果など定量的な評価がなされておられません。実施状況や方向性の欄に継続実施、改善、縮小などとありますが、内部での評価でしかなく、それらが妥当であるか外部からの客観的に判断する余地がなく、議会および町民の監視を受けるべき行政の評価シートとし

ては不十分だと感じますので、実効性を高めるためのブラッシュアップを求め質問いたします。（１）事務事業評価はあくまで手段であり目的は別だと考えますが、町長は事務事業評価を実施する意義および目的をどのようにお考えでしょうか。またその目的が達成されていると思われませんか。（２）全ての事業を定量的に評価するのは困難だとは思いますが、各事業にかかった人員、人件費、結果などを可能な限り数字で表している自治体も実際にあります。そのような定量的評価を取り入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きな３番、LGBT理解増進法とパートナーシップ制度について。今年６月２３日に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が公布、施行され、その中には「地方公共団体は理解を深めるための教育並びに広報活動等を通じての知識の普及や相談体制の整備、その他必要に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」という趣旨の条文があります。本町はこれまで４年間以上も、パートナーシップ制度導入を「町民の理解が進んでいないから」とまるで町民のせいのような他責的答弁で否定し続けてきておりますが、本法はまさにその理解の増進そのものを自治体の責務としており、町民の理解が足りないのであれば、それ自体が本町の瑕疵であると考えます。理解が進んでいないのならこそ制度導入をもって性的マイノリティの町民の理解を深め、当事者が幸福を感じられる町にすべきと考えますが、町長はこの４年間で具体的にどのくらい町民の中に理解が進んだと考えていらっしゃいますでしょうか。また、今後も理解を進める必要があるならば、本町はLGBT理解増進法の下で何を行い、どのような段階になればパートナーシップ制度を導入するか、具体的に回答いただきたいと思っております。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本議会最初の質問者であります八木議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。大きな１番、ゼロカーボンシティ宣言の進捗と今後についてということで、１点目が２０５０年までに二酸化炭素排出量実績ゼロを達成できると考えているかというご質問でございます。本町では令和３年３月にご案内のとおり長崎市、時津町とゼロカーボンシティを同時宣言いたしまして、２０５０年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロの実現を目指すこととしているところでございます。長崎市と時津町と共同で策定する予定であります地球温暖化対策実行計画区域施策編におきまして、２０５０年実質ゼロを長期削減目標としておりまして、それを達成するための足掛かりとして中期削減目標を２０３０年とし、その目標値を基準年である２００７年比４３％削減としているところでございます。２０５０年実質ゼロに向けては、まずこの中期削減目標の達成が重要であると考えております。本計画におきましても、中期削減目標を達成するためのビジョンを掲げ、計画の進捗状況ならびに目標達成状況を的確に捉えながら、最

終目標であります2050年実質ゼロの達成に努めてまいりたいと考えております。2点目でございます。ゼロカーボンシティへの町民参加推進についての質問でございます。温室効果ガスを効果的に削減するためには、町民皆さまの意識改革と参画、協力が必要不可欠であると考えております。本町では今年度省エネ家電購入補助事業を実施することで、温室効果ガス削減の啓発を行ってまいりました。また、太陽光発電やLED照明の設置など消費エネルギーを大幅に削減できる住宅を新築、購入する個人を対象に「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」すなわちZEH補助事業につきまして、国からの採択を受け、来年度以降実施していく計画としております。さらに、町民皆さまの意識改革を進めていく上で重要となる環境教育、学習会の実施や、広報、ホームページ等さまざまな媒体を用いての周知などに取り組んでまいりたいと考えております。3点目でございます。メガソーラー設置と環境破壊とのバランスについてのお尋ねでございます。このゼロカーボンを目指す上で、太陽光発電などの再エネ導入は必須であると考えておりますけれども、ご指摘のとおり環境に配慮することが重要であるとも認識しております。本町の方針といたしましては、大規模なメガソーラーの導入よりも、まずは一般家庭や公共施設等へのより小規模な自家発電、自家消費型の太陽光発電設備の導入を進めていきたいと考えているところでございます。再エネ導入目標への達成の方向から、メガソーラーの導入の検討が必要な場合には、環境への影響や将来における設備の廃棄問題等への情報を注視しながら、慎重に対応をしてみたいと考えております。

続きまして、大きな2番目の事務事業評価についてでございます。1点目が事務事業評価を実施する意義および目的をどう考えているか。またその目的が達成していると思うかというお尋ねでございます。本町におきましては、成果重視の行政への転換、効果的、効率的な行政運営を目的といたしまして、第10次総合計画に掲載する42の施策につきまして、進捗の管理を行う施策評価と、施策実現に向けた事務事業の改善等を図る事務事業評価を実施しているところでございます。施策の進捗や成果を示す施策評価の結果につきましては、外部有識者で構成しております、長与町総合開発審議会および長与町まち・ひと・しごと創生推進会議という2つの機関におきまして報告を行い、ご審議いただいているところでございます。事務事業評価は、各施策の達成に向けた手段として各課が取り組んでいる個々の事務や事業につきまして、有効性、妥当性、効率性の観点から、今後の事業の方向性を決定し、PDCAサイクルの取り組みとして実施しているものでございます。事務事業評価の実施に当たりましては、事務事業の積み上げが施策の進捗につながるという位置付けの下、施策評価と一体的に評価を行っているところでございます。これらの取り組みは職員による自主的な事務の改善や見直しにつながっているほか、評価結果は翌年度以降の事業の方向性の検討や予算要求に活用しておりまして、一定の成果を上げているものと判断しております。次に2点目でございます。各事業にかかった人員、人件費、結果などの定量的評価を取り入れるべきと考えるかどうかというご質問でございます。議員ご指摘のとおり、各事業にかかった人員、人件費、

結果など定量的評価を取り入れ、公表している自治体があることは存じ上げております。本町におきましても平成17年度に事務事業評価を導入して以降、評価の手法や公表の在り方につきまして継続して検討を行っておりまして、これまでも評価シートの改善などを行っているところでございます。ご指摘のとおり評価に当たりましては、定性的な視点だけではなく定量的な視点も必要であると認識しておりまして、現在の公表事項には含まれてはおりませんが、成果指標や職員の人件費などを除いた事業費につきましても、評価の材料の一つとして活用しているところでございます。一方で、職員数や人件費につきましては、本町のように限られた職員数で行政運営を行う場合、1人の職員が複数の業務を担当していることから、事業の費用対効果などを図る指標として活用することは難しいため、現状では評価には含めていないところでございます。事務事業評価の在り方につきましては今後も引き続き検討を行うこととしておりまして、今年度の公表資料につきましても定量的な項目ではございませんが、各事業の目的や概要を追記し、資料としての改善を図る予定でございます。この他、次期総合計画の策定を見越して、効果的な行政評価となるよう他市町の事例などを参考に検討、研究を行っているところでございますので、議員から頂いたご意見も踏まえながら、より良い評価につなげていきたいと考えているところでございます。

続きまして大きな3番目の質問でございます。LGBT理解増進法とパートナーシップ制度についてのお尋ねでございます。ご案内のとおり先般、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法が施行されました。この法律は、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、理解増進に関する施策の基本理念を定めるものとともに、国や地方公共団体等の役割を明確化するものとなっているところでございます。今後、本町におきましてもこの法律の趣旨に基づき、住民皆さまの理解を深めることができるよう各種施策に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。これまでに町民の理解がどれくらい進んだのかのお尋ねでございますけれども、その程度を直接的に測る指標ではございませんが、関連するケースとして令和4年に実施いたしました男女共同参画アンケートの調査結果がございました。性的マイノリティ、性的少数者という言葉を知っているかとの問い合わせに対し、詳しく知っている、おおよそ知っていると答えた方の割合は合わせて6割を超えており、一定の理解が進んでいる状況にあると思っております。また、男女共同参画社会を実現するために今後どのようなことに力を入れるとよいと思うかとの質問に、性的マイノリティについて正しい理解を深めるための啓発や支援と回答した方の割合が8.9%、これは5年前の調査結果と比較いたしましてもおよそ2倍に増えており、町民皆さまの意識の高まり、あるいはその重要性の認識が広まりつつあると考えられると思っております。しかしながら性的マイノリティという言葉を知っている方は8.6%にとどまり、知らなかった方も12.0%存在することなどから、さらなる周知啓発が必要であると

感じているところがございます。LGBT理解増進法に基づき、今後政府では、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定することになっているところがございます。地方におきましても国と連携し、地域の実情を踏まえ、住民の理解増進に関する施策を策定、実施するよう努めることとなっておりますので、この基本計画に沿いまして町の取り組みを検討してまいりたいと考えております。なお周知啓発につきましては、広報紙やホームページを活用した情報発信のほか、街頭啓発活動、国、県等が主催するセミナーやイベントの周知、子どもや保護者を対象といたしました人権教育などを想定しているところがございます。また人権相談の継続実施に加え、その他の必要な措置につきましても今後包括的に検討してまいります。その中でパートナーシップ制度導入につきましても国や県の動きを注視しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

それでは再質問に入らせていただきます。まず大きな1番の（1）ですね、ご答弁いただきましたが、まず中期目標として2030年に2007年比43%ということですが、これ現状じゃあ2007年比で今現在は何%ぐらい達成しているのでしょうか。あと7年しかありませんが、2030年まで。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

今1市2町で策定中の地球温暖化対策実行計画の区域施策編におきまして、町長答弁のとおり中期削減目標といたしまして2030年度に2007年比43%削減を目標としておりますが、現在の実績といたしましては2020年、令和2年の実績になるんですけれども、長与町といたしましては2020年で2007年比17.6%の削減という状況になっております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そのペースで2030年にまず中期目標を達成できそうなんですか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

単純に計算いたしますと、2007年から2020年までの13年で17.6%で残り7年ということですが、このままでいくと43%には単純に計算するとならないかと思うんですが、そこまでやってきた対策といたしますか、対応ですね、実施してきたこと。

あとこれから行っていくいろんな対策事業であったり、そういったことはまた変わってまいりますので、今後はその達成目標に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

わかりました。2030年および2050年という、それぞれに目標がタイムリミットというか明確にあるわけですから、もうこの実現のためには当然今までのペース以上に大きなことも小さなことも、もうやっていかないといけないと思うんですが。ちょっと具体的に伺いますが、このゼロカーボンシティ宣言について新聞報道がありました6月16日の長崎新聞、長崎市と時津町と長与町の3市町連携のCO2ゼロへの共同計画という見出しだったと思いますがありまして、この中にこれからの取り組みですかね、公用車へのEV導入というのがあったんですが、これは現在どのような進捗または計画なんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今、長与町でEVの公用車は2台導入しておりまして、普通車が1台、軽自動車が1台となっております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

これは全公用車をEVにするということなんでしょうか。それとも、たしか新聞には導入としか書いていなかったんですが、全部を替えるわけじゃなくて今もう導入でこの目標を達成したということなんでしょうか。それとも今後増やしていくんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

EVがちょっと高額っていう部分もありまして一遍にというのは難しいと思うんですが、今年度は公用車の入れ替えというのはございませぬけれども来年度複数台のリースの更新時期が参ります。まずそこで導入できないかという検討をしまして、今後も順次リースの更新時期とかに検討して増やしていければということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

ありがとうございます。EVの話ですけど、令和3年6月定例会の同僚議員の一般質問で、公共施設等へのEV充電設備について質問があって、今後研究していくというよ

うな答弁だったんですが、公用車のEVが増えていけば当然に役場駐車場に充電設備が必要だと思います。政府も2030年までの新車販売は100%電動車にすると、これハイブリッドも含むそうですがそういう方針だということですので、ゼロカーボンシティ宣言をしている以上、本町はその政府方針を推し進める意味で充電設備が必要だと思うんですが、実用性などからいって新しい急速充電設備であった方がいいと思うんですね。報道によりますと、政府はこのEV推進のために急速充電設備の規制を見直して要件を緩和するという方針で、今年10月にも消防庁が法令を改正して設置等のハードルを下げるということだったんですが、この急速充電、機種によるんでしょうけど車種などによっては5分で120キロ分充電できるというようなものもあるそうで、こういうのが役場とか身近な公共施設にあれば、自宅やマンション等の駐車場にそういうのがなくてもEVを買おうかなと思う方はいると思うんですね。そこで、この充電施設整備に当たっては、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金というのが恐らく使えると思いますので、そういう補助金を活用して公共施設にEV急速充電設備を整備する方向であるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

町内での急速充電設備の普及につきましてですけれども、議員ご指摘のとおりEV車の普及につれてそういった設備の設置については重要になってくるかと思います。先ほど言われました経済産業省からのクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の活用ですけれども、5年度につきましてちょっと申請が間に合わないということもありまして今年度は予定していないんですけれども、6年度以降また同様の補助金等があるようであれば、そこら辺につきましては勉強させていただきまして、それを今後計画的に活用していくかどうかにつきまして検討はしてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

急速充電の法令改正、予定ですが10月ということでもむしろ来年度以降が良いと思うんですね。こういう新しいものっていうのはどんどん技術が進んで、逆に言うと前の物は古くなっていくので、できるだけ効果のあるものを今後検討していただければと思います。次に（2）住民参加についてなんですが、これ以前も別のテーマでこの場で申し上げたと思うんですが、本町ではシンポジウムというのを聞かないんですよ。町民と今町の抱える問題意識を共有して一緒に考えたり、町民を啓発したり、町の方向性を町民に示して理解を進めるために、そういうものをもって行うべきだと私は思うわけで

すが、例えばLGBTについてもそうですし、今だと自治会の加入率低下、みんなで考えることだと思うんですね。この地球温暖化の問題もそうだと思うんですが、本気でゼロカーボンシティの実現を目指すのであれば、そういう専門家の方々を呼んで、そういう講演会、シンポジウムを行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

確かにカーボンニュートラルの達成に向けては、どうしても我々の力だけでは達成できるとは考えておりませんで、どうしても町民のご協力ですね、いろんな民間事業者であつたりとかそういったところのお力も本当これから重要になってくるかと思ひます。そういった中で議員ご提案のシンポジウムの開催であつたりとかそういうことについては、今後検討していかないといけないのではないかと思ひますけれども、まず今連携中枢都市圏で策定中であります実行計画の区域施策につきましては、策定が完了いたしましたら広報ながよで周知させていただきたいと思ひます。で、町民にもできるような、こういったことができますよとか例えばそういったのも併せて掲載させていただこうかなと思ひて、そういったことで周知啓発していきたいと思ひます。さらにそのシンポジウムですね、シンポジウムになるかどうか分かりませんが説明会とかそういったものについても、町単独であつたり1市2町の合同開催であつたりとか、そういった形もできないかということは今後検討してまいりたいと思ひます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

分かりました。今おっしゃつたとおり実行計画ですよ、これが恐らく間もなく完成する。これって良いタイミングだと思うんですよ。これが完成した時に言ってみればお披露目のような形でこういうものを策定して、これから皆さんにぜひ協力していただきたいと、そういうことで説明会とおっしゃいましたが、そういうのをできるだけ大々的にやると良いかなと。その時にぜひ町長にもご参加いただきたいんですよ。どうしても町の職員だけに説明されるよりは、やっぱり町のリーダーがその場でこういうことをうちの町は進めるんですよと直接声を聞かせていただいた方が町民は「そうなんだ」と、この町の方向性というのをより良く聞いてくれるというか、理解していただけるんじゃないかと。シンポジウムなんかは特に複数の人がパネラーとして来るものだと思うんで町長にもぜひ参加していただいて、町民へ呼びかけですね、リーダーシップを発揮していただきたいと思ひますが。町長のリーダーシップについて前回のゼロカーボンシティ宣言のときにも質問させていただいたんですが、これも一つの機運醸成になると思ひるので改めて伺ひますが、前回、西側埋立地にそういうZEH、ZEBみたいなものであつたり、そういう脱炭素関連の企業等誘致を考えたかどうかということ、そのためにト

ップセールスをぜひやっていただきたいということを申しあげましたが。先月7日に三菱重工が蚊焼の既存事業所を長崎カーボンニュートラルパークという脱炭素の技術開発拠点にすると発表して結構話題になりました。これは既存の事業所を変えるようですが、もちろん三菱に限らずそういう脱炭素コンセプトをこれから考えていく企業というのはきっと多いと思うので、ぜひこの西側埋立地にそういうものを持ってくれば、機運醸成プラス当然雇用や人口増、そういうものにつながるということで改めて。前回これを一般質問で申しあげてから何らかそういう企業を探したり、何か進展というのがありましたでしょうか。なければ結構です。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

前回ご質問いただきまして、通常は公売ですね、高く入れていただいたところということなんですけれども、温暖化対策のような取り組みをされているところに対しては、プロポーザル方式などで総合的に判断してはどうかということでお答えさせていただいたところなんですけど、その後その検討というか企業からお話があればそういったことも考慮していこうと思っっているんですけど、今のところ特に動きはない状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

ぜひこちらからそういう公募というか、そういうのも積極的な姿勢で先ほどのとおりゼロカーボンシティ宣言しているわけですから、達成に向けてもっと前向きに検討いただければと思います。次に（3）ですね。これですが令和4年1月1日に長与町開発行為に関する条例というのが施行されましたが、この条例案の委員会審査の時点で質疑において私の方で、この条例で例えば町長の許認可を必要とする開発という開発行為にメガソーラーは該当するんですかということ伺ったところ、設置に当たって基盤整備等の土地の形状を変更するような場合は該当するが、ただ山にソーラーパネルを設置するというのは構築物を置くだけなので、開発行為に当たらないのでそういう許認可の対象にならないというようなご答弁だったんですね。つまりこの条例ではメガソーラーというのは必ずしも規制できないと。ですが昨年4月に経産省が行った、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の資料によると、太陽光発電設備が地域でトラブルになる事態が全国で多発しているということなんです。通告にも挙げましたが、私も太陽光発電は再生可能エネルギーとして非常に重要だと考えておりますが、その規模などによっては導入において相当に慎重にならないといけない。先ほどメガソーラーよりも、家庭や公共施設の再エネ化を進めるということでしたが、民間が民有地の山に、例えばメガソーラーの会社にそれを持ち主が売ってしまっ

ていうのは、何らかの条例等がない限り止めることは恐らくできないと思うんですね。なのでそういうことが発生しないうちに、そういう災害の発生や景観、生活環境への悪影響が出たりしないうちに、今のうちに何らか規制を可能にする条例の制定を行うべきじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

現在のところ本町には、メガソーラーの設置に関する条例等の定めはない状況でございます。今後ですけれども、全国的にもメガソーラーの設置に関しては環境破壊であったり、防災上の観点からトラブルといいますかそういったのが起きているということもお伺いいたしております。そういったことで太陽光発電とか地球温暖化に向けて環境破壊をしていくというのはもちろんあってはならないことだと思っています。そういったことも含めまして、今後他県の状況なんかもちょっと参考にさせていただきながら、条例等の設置の判断につきましては検討させていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、どうしても起こってからでは遅いというのがありまして、逆に事例がないのに条例制定は要らないという考えもあるかもしれないんですが、9月1日の福島民友ニュースというローカル新聞の報道で、福島県でメガソーラーが設置されたのに対して、それによって景観が大変損なわれたと。今後はもうやはりこういう設置を簡単には認めてはいけないんじゃないかというふうに動き出し、福島市がそういう姿勢を明確にしたということで載っておりました。森林が伐採されて本来の観光のために必要だった資源がなくなって、かえって地元には悪影響があったと。これ現地の旅館の方のお声で「美しい山並みがはげ山になって失望の声が聞かれる。再生可能エネルギーだからといって何でも歓迎すべきではなかった」ということで、「再エネ導入に当たってアクセルが強過ぎたので、環境保全のためのブレーキも意識してほしい」と県に対して意見をおっしゃっているんですね。これだと思うんですね。今ゼロカーボンを目指して再生可能エネルギーを進めようというのはアクセルしかない状態で、ぜひブレーキも今のうちに検討していただきたい。福島市長も事前協議で想定できなかった面があるということで、今になってもうちょっと慎重になっていけばよかったとおっしゃっているそうですので、ぜひ検討いただければと思います。大きな1番については以上でございます。

次の2番事務事業評価についてです。先ほどのご答弁で、施策評価の方にもつながっていて外部の審議会や推進会議でもそれを客観的に評価しているということと、職員の自主的改善でつながっているということでしたが、私はどうしても現状の事務事業評価、公表されているものを見る限りではそこまでの役割を果たせるのかなという感じなんで

すよね。予算に反映するとかっていうのもその数字がないものを本当に反映できるのかなど。事務事業評価について令和4年5月に政策企画課が作成した事務事業評価マニュアルがあって、その中のこの事務事業評価の基本的な考え方というものに4つの細目が、これ恐らく目的ですね、あるんですが、1成果重視の行政運営、2効果的、効率的な行政運営の実現、3職員の意識改革、4町民への説明責任となっていますが、こういうちょっと漠然とした評価で本当に職員のコスト意識の向上が図れるのか。先ほどもご答弁で自主的改善につながっているというようなことがありましたが、具体的にですね、これ平成17年からやっているそうですが、職員のコスト意識やこのマニュアルにあった企画立案政策形成能力の向上、これが具体的に実例として何かあるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

事務事業評価につきましては、PDCAサイクルにより効果的かつ効率的な町政運営を実現するため評価の分析や業務改善等を検討しており、令和3年度事業実施状況におきましても、148事業のうち25%の37事業で改善が図られ、効果的、効率的な行政運営に効果を上げているものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

パーセンテージは出ましたけど、改善というのが具体的にどういうものかということ伺いたかったのですが、大丈夫です。確かに先ほども町長の答弁でもあったかと思うんですが、なかなか全てを定量的に評価できるかっていうと難しいのは分かりますが、実際にやっている自治体があるということ踏まえると、自治体規模が違うということはあるんでしょうけど、システムを同様のものを導入すれば、逆に言うと大きい自治体と比べると入力すべき項目は少ないわけで、対応できるんじゃないかなと考えるわけですが。どういうものを私が言っているかということ、まさに本定例会では昨年度の決算を審査するわけですが、それに対して執行部の方から施策の成果に関する報告書ってものをいただいていますよね。これを見ると非常に細かく数字が、何を幾ら買った、何台買ったとか、何ならイノシシを何頭駆除したかまで数字で出ているわけですね。私が申し上げているのはこれを事務事業評価になぜ実施できないのかということなんですよ。事務事業評価っていうのは確かマニュアルのスケジュールを見るとちょうど8月末に前年度のものが出来上がるとなっていますから、まさにこれ決算評価の一番良いタイミングだと思うんですね。なので8月末に出来上がったものが一定の数字が入った定量的なものであれば、それがもうこの決算審査の時にいただく主要な施策の成果に関する報告書も兼ねると思います。ちょっと内容は違うんでしょうけれども、これと合わせて事務事業評価、前年度のものをいただければ我々にとって決算評価もより詳細にできますし、

それこそがこの事務事業評価の目的じゃないかなと思うんですね。事務事業評価について私もいろいろ本を読んで調べました。やっぱり活用してなんぼなんですよ。評価した時点で終わってはいけなくて、先ほどのとおり執行部側の方では予算編成に生かしたり、施策の評価にPDCAに生かしたりということですが、この事務事業評価の目的にはマニュアルにあるように住民への説明責任というのもあるわけで。多分恐らくですが住民も今現状のこの事務事業評価ですね、このシートを見ると何々を開催したとか行ったとか、そういう文章だけを見せられるより、こっちのように何に幾ら使ってどういう成果が出ているっていうのを数字で見た方が、恐らく分かると思うんですね。なのでぜひそういうふうにやっていただきたいんですが。こっちの主要な施策に関する報告書のように数字が出せるものがあって、事務事業評価の方では少なくとも公表はしていないということ。その違いというか理由は何でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

事務事業評価につきましては、あくまでも事務の改善を図るという大きな目的のために内部評価を行っておりまして、決算評価っていうものとリンクしてはいないんですけども、各所管において事業の改善を図るものとして運用しております。また町民への説明責任といたしましては、分かりやすい資料として、今年度事務事業評価の公表資料に各事業の目的や概要を追記するなど、資料としての改善も図っているところでございます。議員ご指摘のとおりいろいろな評価がありまして、ちょっと分かりにくい部分もございますので、次期総合計画におきましては、そういうものも含めまして分かりやすい公表を見据えて次期計画の策定に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

ちょっと補足をさせていただきます。事務事業評価は先ほど課長が言いましたように事務事業の手法を評価をするもので、施策評価というのがもう一つございますけれどもそちらは成果を評価するものということです。あと事務事業評価の方は一個一個の事業ではなくて複数の事業をまとめて、一つ事例を言いますと例えば結婚相談事業というのがございます。その中の結婚相談を実施するものであったりとか、イベントを実施するとか、あとお見合いシステムの補助金を出すとか結婚祝い金を出すとか、複数の事業がまとまって一つの事業として事務事業評価を行っております。主要な施策の成果は一個一個の成果を出しておりますので非常に数字として成果が見せやすい。ただこの事務事業評価についても決して定性的な評価だけではなくて、例えば成果指標を設定するであるとか、あと活動指標を設定するとか、もちろん決算額についても精査しております。そういった小さくくりの中でこの事業が本当に結婚相談事業について有効であったの

かそういうのを一個一個精査しながら、一番重要なのがより良いまちづくりのためにこの結婚相談事業の課題が何なのか、その目標を達成するためにどういったことを改善すればいいのか、そういったところを見越して翌年度どういった事業につなげていこうということしております。決して数値的なものを全くやっていないということではなくて、一応K P I とか指標も設定しながら、翌年度またその以降につなげていっているのが事務事業評価ということで考えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

最初の町長答弁でも改善を一定図るというお答えを頂いていますのでこれ以上は。改善が図られたものをちょっと楽しみにしておきます。一つは先ほどのおりタイミング的に8月末ですので、できてすぐはあれかもしれないですが、やっぱりぜひ、せっかくだから決算審査のために、今後より細かいとか定量的なものができればちょっと加えたもので出来上がるならば、議会にも提供していただきたいと、議会としてじゃなくて個人的に私がですが、そのように思っております。事務事業評価っていうのは、始めたものの手間とコストがかかる割にあまり必要性がないということで廃止した自治体もあると、また公表していない自治体もあると伺っております。それに比べれば、本町では十分に継続していますしそれはすごく良いことだと思いますが、だからこそより実効性の高いものにしないと損なうと思いますので、多少なり反映していただければと思います。これで2番も終わります。

最後の大きな3番です。これ先ほど結構数字が、アンケートを以前取ったもので60%の一定理解が進んでいると考えるのかっていうことがある割には、やはり国や県の動向を見ると。今までどおりのご答弁だったかなと思うんですが。理解が進んだら導入するというふうにはおっしゃっていたと思うんですね。今60%じゃまだ足りないんじゃないでしょうか。どうすれば導入されるのかっていうのを待っている当事者の方いるんじゃないかと思うんですね、直接聞いたわけではないですが。何かそういうものがあるんですか。例えば次回アンケートを取って何%以上になったら導入するとか。やっぱりこの理解が進んだら導入すると言っているのは、言ってみれば一定の期待を持たせているわけですよ。それに対して結局ずっと導入されないというのは、やはり非常にあまり誠実ではないと私は思うんですが、何かそういう指標というのは今後についてないんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

まず先ほどの町長の答弁にございました男女共同参画の際のアンケートの結果ですけれども、ご紹介したのがその言葉を詳しく知っている、おおよそ知っているというのが、ご指摘のとおり6割を超えていると。一方で、知らないとお答えがあった方が12%で、

言葉は知っていると言った方も含めると逆に4割の方というふうになります。で、これが理解度を測るようなアンケートの内容でなかったのも、言葉を知っているかという観点からの判断といいますか、一定進んでいるのかなというふうには考えてはいるんですけども、やはり知らないとかそういった方も一定数いるとかいう状況があったり、理解度が何%になったから導入するとかそういうふうには考えているわけではございません。やはり法律ですね、今回理解増進法というのもできましたし、その中で町が取り組むべき施策、役割というのも一定示されておりますので、具体的にどういったものを進めていくのかというのは今後国の基本計画なんかを見ながら研究していきたいと思っておりますし、一方では、やはり国の、例えば全国的な同性婚の裁判の結果国がどう動くのかとか、あと広域的な検討状況をどう進めていくのか、また進んでいくのかといった数字で測れない部分。町だけじゃなくてそういった一定の情勢も踏まえながら研究していきたいというふうには考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね。私は町の方が理解が進んでいないからちょっと導入は尚早だというような答弁がこれまでもあったものですから、じゃあどこまで進めばというふうには聞きましたが、ただ私自身は、おっしゃったとおり何%という数字じゃ表せないと思っております。だからこそ、行政側がもうこの社会情勢とかを読んで、ぜひ積極的に人権施策ですから進めていただきたいと思って何度も言っているわけですが。大村市が間もなく10月11日からパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度を導入するということです。これに向けて、前年令和4年3月に大村市が策定した男女共同参画プランを見ますと、この参画プラン基本目標3の中に、安全安心な暮らしの実現という目標がある。そのための施策の一つとして互いの人権を尊重する社会の推進というのがある。そしてこの施策のための具体的な取り組みとして性的マイノリティへの理解促進という項目があるんですね。さらにこの性的マイノリティの理解促進を達成するためにどういうことを大村市はやっていくかということで4つ挙げていて、1市民に向けた理解促進、2パートナーシップ、ファミリーシップ制度の導入、3教育の場における理解促進、4町内における理解促進と挙げていますね。これがまさに私が以前から申し上げているように、制度の導入を理解促進のための一つの取り組みと捉えているわけですね。何か理解が進んでから導入するんじゃないかと、導入をもって理解の促進につながる。私はやっぱりこれじゃないかなと思うんですね。大村市は、全体的に人口が減っている長崎県にあって人口が増加している非常にまれなまちです。もちろんこれには地理的な要因やその他さまざま経済的な要因があるでしょうが、私はこの大村の園田市長の社会の変化を敏感にキャッチしてその要請に応える、そういう意識と行政運営がこの理由の一つじゃないかと思うんですね。もう宅地を開発して人が増えるとか、そういう時代ではないと

思うんですね。今回取り上げました地球温暖化、例えばこういうものに取り組むっていうのは、真に次の世代のことを考えている町だということだと思うんですよ。そういう姿勢が見えるかどうか。また先ほどの事務事業評価でも、ちゃんと正確な情報を町民に提供して、ちゃんと町民と本当に一緒にまちづくりを進めようとしているか、そういう姿勢が大事になっていく時代じゃないかと思っています。その中で当然全ての人権を守っていく、そういう確固たる信念が見えることが、今後長与町に住みたい、住み続けたいと思ってもらえることに大事だと思うんですね。なので、ちょっと繰り返しになりますが、理解促進してからとかではなくて、大村市のように理解の促進のために制度の導入を行う。そういう方向性になりませんか、その考え方はどうでしょうか。難しいんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

確かに制度の導入によってそれが理解促進につながる部分もあるかと思いますが、その導入のタイミングというんですか、状況次第ではかえって分断を招くような結果になることも考えられると思っております。議員も以前から関係ない人には関係ないじゃないかということもおっしゃっています。確かにこの制度を利用するかしないかという観点でいえば、利用しない人は関係ないのかなと思うんですけれども、当事者にとってはですね、こういった制度を認めてもらって行政サービスだったり民間サービスを利用したい、それだけじゃないと思うんですね。やはり地域の方々に理解してほしいという思いが一番にあられるんだと思います。そう考えると、拙速に制度を導入したことで関係ない人が関係ないままに終わってしまう可能性もあると、そういったところを一定理解促進を図っていく必要もあるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

これだけもう同性婚についても賛成の人が多いような中で、拙速ということはないと思うんですよ。また今おっしゃった、当事者がパートナーシップ制度が承認されたことでそういういろんなサービスが使えることよりも、地域の人へ理解してもらいたいと思っている。そうですかね。私、別に当事者は自分のセクシャリティとかを人に何か認めてもらおうとかっていうことはないと思うんです。もちろんそういう人もいるかもしれませんが、実際パートナーシップ承認されて、それによって例えばいろんな民間の企業の家族割とか使うことと、それを別に周りの人には言わないですよ。ちょっとそれはよく分からないですね。本当に当事者がそんなふうに思っているのか。私は少なくとも制度を導入して、まずそれが使えることが大前提かなと思うんですけどね。ちょっとこれも何度も繰り返しになりますし、今回は新しい法律ができたということで、町がどう

認識されているかっていうのを伺いたかったので、これについてはまたより検討も進め
ていただきながら、この法律の趣旨に基づいて本町でも何らか理解増進のための取り組
み、それこそ先ほどのシンポジウム、そういうのもやっていただきたいということをし
し添えまして、質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

（休憩 10時28分～10時45分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、金子恵議員の①地域共生社会について、②福祉バスについての質問を同時
に許します。

10番、金子恵議員。

○10番（金子恵議員）

それでは早速、質問の方に入らせていただきます。今回はテーマを2つとっておりま
す。まず①地域共生社会について。地域共生社会では、多様な価値観や能力を尊重し、
相互理解を促進するためのコミュニケーションと協力が重要であり、地域内での教育や
情報共有を通じて、住民の意識を高め、健康や教育、雇用、そして、福祉領域において
共同で取り組む力を養うことが求められます。この福祉に関し本町は、長与町第3次地
域福祉計画において、その冒頭に「子どもから高齢者まで住み慣れた地域で安心して豊
かな生活を送ることができる地域共生社会を目指します。」としています。地域共生社
会のコンセプトは、地域のニーズと価値観を尊重し、地域住民の参画を重視します。ま
た、職員の育成や社会福祉協議会などへの福祉に関する委託業務においても地域の声
を聞き入れ、住民や関係者と協力してニーズを把握し、プログラムやサービスの計画、実
施に反映させることが重要です。そこで、以下の質問をいたします。（1）地域共生社
会とは、具体的にどのようなことを指すのか。（2）推進するために必要なことをどう
捉えているのか。（3）地域共生社会を構築していくためには職員の育成が重要である。
さまざまな研修等を実施していると思うが、その内容はどのようなものか。（4）研修
後、その内容をどのように生かしているのか。（5）行政の業務の中には外部への委託
業務があるが、工事関係以外の委託業務はどのような形で発注し契約をしているのか。
以上5点を中心にお伺いをいたします。

次に②福祉バスについて。福祉バスは地域の交流や社会活動に欠かせない役割を果
しています。現在、長与町社会福祉協議会の福祉バスはマイクロバス1台になり、乗車
人数が27人に限られているため、自治会、老人会に加え学童や小学校の活動にも支障
が出てきています。地域のイベントや研修などへの参加が難しくなったことで住民同
士の交流が減少し、コミュニティの結束が弱まる可能性もあります。また、地域全体の活

気やにぎわいを損なう結果を招くことにつながるのではと危惧しています。今後町が関与することで継続していくことが一番の解決策になると思いますが、本町の考えをお伺いします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、金子議員のご質問にお答えをいたします。1番目は、地域共生社会についてということで、地域共生社会とは具体的にどのようなことを指すのかというご質問でございます。地域共生社会とは、地域におきまして、高齢者、障害者、子どもをはじめとした背景が異なる多様な人々が支える人、支えられる人という関係や世代、分野を超えてつながり、誰もが役割を持ち活躍できる地域を共につくっていく社会と考えております。

2点目でございます。推進するために必要なことをどう捉えているのかというご質問でございます。この地域共生社会の実現には福祉の領域だけではなく、さまざまな社会、地域経済の中で、人、モノ、金、そして、思いが循環し、相互に支える、支えられるという関係性ができる仕組みの構築が必要であると考えております。この仕組みを構築するためには、本町では「あたたかな絆が結ぶ ながよの幸せづくり」を基本理念に第3次地域福祉計画を策定をしております。共に協力しあい地域の支え合いの推進、福祉サービスを利用しやすい環境づくり、誰もが安心して暮らせる環境づくりの3つを基本目標といたしまして地域福祉の推進に努めているところでございます。

続きまして、3点目、地域共生社会を構築していくための研修等について、そして4点目、研修後、その内容をどのように生かしているのかというご質問につきましては、関連がございますので併せてお答えをいたします。現在のところ職員に対する地域共生社会に対する直接的な研修は実施はしておりません。しかしながら、地域共生社会を支える各事業、例えば自治会振興、民生委員児童委員、子育て支援センター、障害者相談支援事業、成年後見制度中核機関など、もろもろの事業におきまして研修を実施し、知識の向上と具体的な取り組みにつながるよう努めているところでございます。

続きまして5点目の工事関係以外の委託業務はどのような形で発注し、契約をしているのかのご質問でございます。委託業務につきましては、地方自治法第234条に「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と規定をされているところでございます。契約につきましては、一般競争入札を原則としておりますが、長与町財務規則に基づき予定価格の金額や契約の種類に応じ、随意契約により委託先を決定しているところでございます。なお、地域共生社会に関係する委託業務につきましても、随意契約により委託先を決定しているところでございます。

続きまして、大きな2番目の福祉バスについてのお尋ねでございます。現在、長与町

社会福祉協議会が運行しております福祉バスにつきましては、町といたしましても地域の交流や社会活動に欠かせない役割を果たしていただいているわけでありまして、感謝申し上げますところでございます。また、令和5年度からはマイクロバス1台の運行となっていることも承知をしているところでございます。今後の継続につきましては、事業主体である長与町社会福祉協議会と協議を重ねてまいりたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

それでは早速再質問をさせていただきます。個人的に申し訳ありません。ちょっと質問が多いので簡単明瞭な答弁をお願いしたいというふうに思っております。まず①の地域共生社会についてですけれども、この第3次地域福祉計画、この基本目標の中の福祉サービスを利用しやすい環境をつくることとした中に、相談体制の充実として具体的に記載されております。そして、複雑・多様化する生活課題を包括的に受け止めるための相談体制の充実が求められるとしておりますけれども、これ介護と育児のダブルケアですとか、8050問題など、個人とか各世帯によって抱える内容というのが、課題というのが、複雑化しているかというふうに思いますけれども、この包括的な支援を進めるためにその属性に関わらず、やはり受け止めるというその体制が必要かというふうに思いますが、町が求める包括的な相談窓口とか、体制というのはこれまでどのように進められてきたのか、まずお伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず町における相談事業でございますが、まずは窓口の相談事業でございます。また社会福祉協議会、ほほえみの家等に相談に行かれる方もいらっしゃると思います。それから現在、民生委員とか福祉委員の方、出かけて行って相談を受け取るっていう場合もございます。このようなところでいろいろな方面から、同じ方に対する相談内容というのが集中してまいります。今長与町におきましては所管が分かれています。その所管内で横の連携を強め1人の方に漏れがないような相談体制を今つくるように強めているところでございます。対象の方のSOSというのを素早くキャッチすることというのが、一番大事だとは心掛けているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

相談員の皆さんの情報の連携というのがなされているということで、これはしっかりと今後も進めていっていただきたいというふうに思います。この個別のケースごとに支

援をする、そのためにはですよ、それぞれの所管課内での協働はされているということでしたけれども、全体の情報を共有するための会議とか協議の場が設定されているかと思うんですけれども、その状況はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

困難な事例に当たった場合になります。虐待とか生活困窮とか、いろいろあるかと思えます。このような場合に町の関係所管、あとは相談支援事業所、あとは施設に入所されている場合は施設の方、あと関係者、場合によっては民生委員児童委員や自治会の関係者もお呼びいたしまして、その方の支援会議というのを開催をさせていただきます。その場合に支援の内容、その場で決定できることもございますし、その場において決定できない場合は、地域包括支援センターとか子育て支援センターの方での見守りをお願いしたりとか、そのようなところでつなげていっているところでございます。あと長与成年後見センター等につきましては中核機関になりますが、こちらについては月に1回定例会というのを行っております。ここで個別の案件を全て共有いたしまして、今後どのように進めていくかっていうような協議を行っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

今回の地域共生社会という、これは地域福祉計画の中から私が取り出した言葉ではありませんけれども、この計画に対して社会福祉協議会が活動計画を策定されているかと思えますので、両輪ということで改めて質問させていただきますけれども、行政と社協、こちらは地域福祉の両輪であるというふうに今言いましたけど、そういうふうに思っております。また地域共生社会の推進拠点の一つとして、今後その役割とか機能とか実現をするその社会資源であるとも言えると思うんですけれども、この片輪の社会福祉協議会が十分強固な組織でなければ、同等の力は発揮できないというふうに思えます。厚生労働省が地域福祉計画に盛り込むべき事項として、市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等というのを入れ込んでおります。これを踏まえると整備強化に関して、今後どうか、社会福祉協議会だけではないと思うんですね、いろんな福祉団体もございますし。そういうところに対するその整備強化ということに関しての町の取り組みはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

例えば社会福祉協議会というところで申し上げますと、社会福祉協議会の方には町の方から今人件費の運営補助金、それから老人福祉センター等の設備の整備の補助金です

ね。これも運営補助金にはなっておりますが、補助金を支給いたしまして修繕などを行っていただいているところでございます。あと法律相談とか心配事相談など個別の事業もございまして、こういう部分につきましても補助および委託等を行っております。また金銭的な面ばかり申し上げてはおりますが、日々の相談事業等につきましても、個々の所管の担当職員と社会福祉協議会の職員で協議を行って、いろいろ町から県につないだり、国につないだりという専門的なところですね。そういうところについても協議を行ってよりよい関係基盤、先ほど議員がおっしゃいました両輪になるような取り組みというのを行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

運営補助金に関しては、これまでも委員会の中で人件費等で6,000万円弱の金額が出ているということは承知しているところでございます。聞けば、社会福祉協議会の正規職員は2割程度というふうにお伺いしております。これってちょっと低いんじゃないかなと私は思うんですけども、その地域福祉事業というのは、人の命、生活に関する重要な仕事、役割を持っているというところからも、やはりこの地域福祉というものを推進していくためには、5割程度がやっぱり正規職員であるべきではないかなというふうに思います。資格があれば業務自体はきちんと回っていくというふうには思いますけれども、この正規職員が少ないということで、組織として信頼度が低いというふうに評価をされかねないというか、そういうふうな見方もされるというふうに思うんですね。先ほど言ったその市町村福祉協議会の基盤の強化整備等というのが、地域福祉計画に盛り込まれるということで、それを考えると今後の福祉サービスの充実という観点からも運営補助金を増額して、組織体制を充実、強化してはどうかというふうに、はたから見ているとちょっと考えるんですけども、それに対するお考えはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在社会福祉協議会、町の方で人件費を補助するときの全体の職員の方、パートを含めまして、会計年度と社協も言われるのかもしれないんですが95人全体でいらっしゃるというふうに伺っております。そのうち正規の職員が20名、議員おっしゃられたとおり2割程度というふうなところでございます。この正規の職員の数につきましては、町で決定することができませんので、ここではちょっとお答えは控えさせていただいておりますが、補助金の方ですね。こちらにつきましては年々人件費が上がってきている状況でございまして、こちらについては年に3度ほど社会福祉協議会の方とも協議を行いまして「この分の人件費を見てくれないか」ということでご要望をいただい

ているところでございます。このご要望に沿いまして町の方で優先順位とか、いろいろ社協の方、もちろん両輪でございますので、なるべく要望にお応えするように協議、折衝という言い方はおかしいかもしれないんですけども、庁舎内の方で協議を行わせていただいて、補助金の額を設定させていただいているところです。今後も、その増額っていうことを前提にお話というのはちょっと難しいかもしれませんが、今後もし社会福祉協議会でないといけない特化した事業等が国から下りてくるかもしれません。このような事業が変わったりとか、どうしても専門の方がいらっしやらないといけないとか、そういう場合には十分真摯にこちらの方も受け止めまして、財政当局とも協議を行いながら考えさせていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

今縷々答弁をいただきましたけれども、両輪ということで話し合いによってということになるでしょうし、社会福祉協議会の方が正規職員を増員するというか増やすということであれば協議をする課題の一つなのかなというふうに考えておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。今この社会福祉協議会なんですけれども、社会福祉法の第109条のことをちょっとお聞きしたいと思いますが、この中で社協は、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体というふうに位置付けられております。財源としては今課長がおっしゃったように、町からの事業の受託金ですとかそういうものの収入がありますけれども、社会福祉協議会へのって言うか他の福祉団体もそうなのかもしれないんですけども、その町の補助金と事業委託決定の基準っていうのは、長与町にはあるんでしょうか。まずそこをお伺ひします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

社協への補助金、委託金ということでお答えをさせていただきます。まず補助金につきましては、他の補助金と同じように長与町の補助要綱、それから社会福祉法人につきましては長与町社会福祉法人の助成に関する条例というのがございまして、こちらに沿って補助金の算定をさせていただいているところでございます。委託につきましてはそれぞれ所管が違いますが、事業によって仕様書というのを作成させていただいております。社会福祉協議会に対しての委託につきましては、いろいろな専門知識、あとは地域住民が気軽に利用できるような組織づくり、そういうのからそういう費用の面ですね。収益性がないという費用の面が特化されたりとかいうところがございますので、仕様書に基づきまして委託を決定をさせていただいているところです。専門職の配置とか人数等についてもその仕様書の中で示させていただいているところです。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

この109条において、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体というふうにうたわれております。これは、ちょっとおっしゃっていましたが赤字を出してでも地域福祉事業を推進すべきということではなく、その地域福祉を推進するためには強固な組織であることが不可欠で、そのために行政の太い支援が必要ということだというふうに私は解釈をしております。ぜひ適切な対応でお願いしたいというふうに思います。

では次に職員研修の件についてですけれども、今回福祉関係のことで質問しておりますけれども、まずこの職員研修に関しては、内容的にはさまざま全体的にいろいろあると思うんですけれども、職員が申し出てこの研修を受けるのか、それともこういうものがあるから受けなさいということで案内があつて受けるのか。そこはどうでしょうか、どういふふうになっているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

研修につきましては毎年度研修計画というものを町全体で立てておまして、その根拠になるものとして、前年度の予算編成前に、例えば段階別研修、係長研修、課長研修というのは総務課の方で計画を立てますけれども、それ以外の専門研修については希望を募って、どこへどういった内容のものというところでメニューも提示して希望を募って、予算へつなげて計画につなげていくということで進めております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

この職員の育成ということを視野に考えると、以前県庁との人事交流があつたかというふうに思います。他の団体へのその出向とか派遣というのは、他人の釜の飯を食うという意味でも研修以上に貴重な体験が積める有意義な勉強になるというふうに思っているんですけれども。長与都市開発事業所に出向しているかというふうに思いますが、もうすぐ高田土地区画整理事業というのがあと数年で終了すると思っておりますけれども、その後、専門的な知識を得るといふ観点からも外部団体の出向派遣、そういうことは予定といふか、先の話ですのであれですけど、そういう職員の研修等に関してのお考えはないかというふうに聞いた方がいいんですかね。どのようにお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

議員ご指摘のとおり、過去においても高田南に限らず例えば行政全般であつたり財政

であったり、地域づくり、あと土木部門などに派遣を行って、職員のスキルアップに非常に効果的だったというふうに考えています。その他にも自治大学校へ職員を派遣したりとか、現在では文科省ですね。スポーツ庁への人事交流として職員1名を派遣しております。今後の方向性としては未定でございますけれども、こうした効果も踏まえながら考えていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

特にこの福祉という分野では、現状は現場でないと分からないということが多いというふうに思います。ましてや机上論で進めることは困難なことだというふうに考えておりますので、地域共生社会の実現に向けてということであれば両輪を担う社会福祉協議会の派遣とか研修、そういうものを実施してはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。それが可能、もしやるとしたら人事交流っていうよりも研修なり何日か置いて、その部署が変わったときに研修を行うとか、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

確かに社会福祉協議会へ職員を派遣するという事は職員にとって、福祉の現場の知見を深めるというために有効な手段だと思います。他の自治体にもこれは社協に限ったことじゃないですけど、民間との交流制度というものが、導入の事例があるようなんですけれども、やはり相手方とのその公務の公正な執行という観点から、交流前後、一定期間密接な関係にあるような業務には従事しないような制限をかけたとか、そもそも町から補助金とか委託を受けている団体への職員派遣の是非ですね、こういったこともあろうと思います。相手もあることですので、人事交流の趣旨ですとか、双方のメリットとかを踏まえて可能性については研究していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

前向きに考えていただけたらと思います。本当さっき言いましたように、この福祉の部門って毎年制度も変わるし、いろんな金額的なものから何から。福祉だけじゃないと思うんですよ。でもやはり現場でこそ分かることっていうのがあるので、福祉に限って言えばそういうふうな交流が、交流というか研修も必要かと思っておりますので考えていただきたいというふうに思っております。この地域福祉の難しさとか問題点、これを肌で感じる貴重な体験になるというふうに思うんですよ、この研修。こういうふうな経験を積ませることで職員の勉強にもなりますし、いろんな知識とかも得ることもできますし、そういうことができるという観点から考えて、これは本当に重要なことだとい

うふうに思うんですけれども、町長、聞いていいですか。どう思われますか、お伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今金子議員がおっしゃったことは、非常に大事なことだと思うんですね。こういった福祉関連以外でも先ほど荒木課長が答えましたけども、町といたしましてはできるだけ研修はやっていきたいと思っています。人事交流もやっていきたいということで所管には伝えておりますし、また大学等々ですね。自治大学とか他の大学等々でも大学に来てくれという話もありましたし、そういったところも出しています。やっぱりいつでも、生涯学習じゃないけども学習していくことが時代の先取りだと思っていますし、その辺りでやっていきたいと思っています。そして、社会福祉協議会との件につきましても、もう少しやっぱり話し合いをする場を設けていきたいというふうに思っています。私もこの辺りは少し心配なことあるんですよ。社会福祉協議会の仕事そのものが今随分変わってきているんですね。他の民間が参入してくるということで、仕事の内容も結構厳しくなっている部分があるんですね。つまり民間とのやはり競合ということになってきますと、その辺り厳しさもあるでしょうし、その辺りも踏まえてどうしたら長与町のそういった福祉行政に寄与できるのかというのを含めまして、まずは社会福祉協議会との話し合いをもっと場を持って、それで先ほど荒木課長が言いましたように交流も含めてどういう形ができるのか、その辺りを対処していきたいというふうに考えています。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

長与町の福祉関係の方っていうか団体というのは、先日もニュースであっていましたが、駅の方にコミュニティ関係の、そういう場所をつくっていただいたりとかすごく進んでいると思うんですよ。ただ、先ほど課長がおっしゃったように国から社協に下りてくる仕事っていうのもあるので、そのときに社会福祉協議会がきちんと動ける、自分たちが無理をしなくても働いていけるっていうか、そういうふうなところで下支えというのをしっかりとしていただければというふうに思います。

次に、5点目の委託業務の契約関係なんですけれども、今回は工事関係以外、福祉関係ということでお願いをしたいというふうに思っておりました。見積もり比較の場合ですと、この福祉関係の積算というのは、想定委託料との比較で金額を判断するのかというのが考えられるんですけど、実際はどういうふうな契約の方法になるのでしょうか。これソフトになりますよね、ハードじゃなくて。ソフト面での委託業務の積算方法というのを教えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

社協への委託の積算方法ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、今福祉課の方からの委託を行っております社協への委託ですが、6件委託を行わせていただいております。このようなこの6件の中で想定委託料というのを私どもが積算をするということはほぼございませんが、ただ、国からの補助金を充当をするという委託が多々ございます。この場合は国から基準額等が設定されておりますので、そこに人件費、あと消耗品を入れていいよとかいうような要綱の決まりがございます。こちらを用いまして社会福祉協議会の方に委託を受注することっていうのも多々ございます。随意契約ということで委託を行います、これにつきましては地方自治法施行例の167条の2第1項第2号、1社随契ということで社協でないといけない事業、先ほども申しましたが、利益を伴わない皆さんに開かれた委託相談事業であったりとか心配事の相談であったりとか、個人情報が含まれるものも多々あります。このようなものにつきまして、社会福祉法人ということで社協の方、国の要綱によっては、社会福祉協議会に委託するならば補助が出ますよというようなものとかもございます。このようなところで委託の金額の判断をさせていただいております。ただ、中にある人件費等につきましては、私どもでも積み上げを行います。こちらにつきましては、社協の給与の単価等ですね。こちらの方を用いまして専門職が必要であれば専門職の単価等を積み上げをさせていただいて、委託料の見積もりをいただいたときに、その見積もりと私たちが積み上げた人件費との差っていうのを比較させていただいて委託の決定をさせていただいているところです。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

国からの事業のときはそういうふうに行っているということで。一つお聞きしますけど、町が単独で社協の方をお願いする事業というものもあるんじゃないかというふうに思うんですけど、そういう場合はどのようにされるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町の単独事業といたしましては、現在中核機関の運営委託というのは町の単独事業になっております。こちらにつきましては、近隣だとこの場合、中核機関は近隣の方では委託をされている所が少のうございましたので、県内の委託をされているところの金額等々基準を判断させていただきまして、金額の想定をさせていただいているところです。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

何となく分かりました。何というかな、全ての事業に必ずその基準がちゃんと示されているっていう場合も、基準がない場合もあるかというふうに思うんですけども、そういう場合、積算に関するその基準書というのがない場合は、どのようにされるんでしょうか。発注方法というのが、そういう場合どういうふうになるか分からないんですけども、幾ら以下の委託料であれば積算が不要とかそういうのがあれば勉強のために教えていただければ。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

積算の予定価格等を立てなくていいというのは、長与町の財務規則におきまして、1件の予定額が50万円を超えないものっていうふうに決まっています。なので、この積算というものにつきましては、社会福祉協議会の委託料につきましては、委託の事業等新しい事業等もございますので、内容等精査をさせていただいて、何にどれだけのものが必要か、消耗品がどういうものが必要か、備品がどういうものが必要かっていうのはこちらの方でも把握をさせていただきますし、見積もりをいただくときもその詳細な状況、この事業だと人数は専門の方がこれぐらい必要ですよというようなそういうふうな、なんて言ったらいいですかね。協議ではないんですけども、見積もりをいただくときにいろいろと確認をしながら、「じゃあこれが必要ですね」とか「この備品はもう社協にありますよね」とかというような協議をしながら、予定価格といいますか金額の設定をさせていただいております。議員の質問につきましては、50万円を超えないものというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

勉強になりました。ありがとうございます。この見積もりをするに当たって、判断基準がないまま発注するというやり方ってというのは、正しいかと言われたらやはり正しくない。でもそれでもその基準がない場合もあるというところで、それは財務の方のそれに従ってきちんとしていただけるということで了解をいたしました。先ほど仕様書という言葉がちょっと出てまいりましたけれども、委託業務の業務内容を細かく記載した仕様書、条件書、こういうものを渡してその見積額を算出してもらうということになるのかなと思いますが、その仕様書、条件書に記載されていること以外、この業務以外の業務をさせるということは契約違反となりますけれども、適切な見積書を徴収する必要があるという観点からきちんとしたものを業者に渡すっていうことが必要ですけども、それはきちんと実施ができていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

各委託業務につきましては、仕様書をきちんと詳細なものをお渡ししております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

では、1番については最後の質問になりますけれども、この社協とか福祉団体などに限らずその委託した事業について、連絡調整ですとか見直しなどのその後のモニタリングというのはしておられるでしょうか。その点を最後一点お聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

委託事業につきましては、毎月報告を頂いているもの等もございますし、半年に一遍、年に1回というものもございますが、いずれにしましても内容の精査、あとは次の年につなげるための協議等を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

分かりました。この福祉を担うのは行政と社協、そして民間の団体など、それぞれの立場があると思いますけれども、今回の質問をするに当たっていろんなヒアリングをさせていただいたんですね、関係機関の方に。その中のお一人がおっしゃっていたのが、「役場は法律や条例に沿って仕事をしていくと。社協などははざまの人を現場で救う。最前線で救うという役割を担っています。」という言葉に私ちょっと感銘を受けまして。例えば社協の正職員数が少ないという話も聞いておりますけれども、これの何が問題かという、今後後継者をつくれないうというそういう課題が出てくるのだというふうに思います。住民福祉サービスの充実のためにもしっかりと連携を図っていただき、これウィンウィンの関係、両輪という関係で連携を図っていただきたいというふうに思っております。

それでは2番の福祉バスの方の質問に入らせていただきます。先ほど町長の答弁の中で協議を重ねていくというふうな答弁がございましたけれども、これ具体的にどのような方向で協議をされているのか。その内容が分かれば、分かる範囲内で結構ですので教えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

福祉バスについての協議でございますが、今年2月、具体的に申しますと2月過ぎぐ

ら이었다と思ひますが、福祉バスが中型バスとマイクロバスのうち、中型バスの方がもう老朽化により運転ができない状態だということ、そちらの方を廃止したいということでの申し出がございまして、そちらについては町としましては、運営主体が社会福祉協議会でございますので、そちらについては了解といたしますか、了承をいたしているようなところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

運営主体という言葉も出ましたけれども、今あるマイクロバス、残っている27人乗りのマイクロバスですけれども、これも不具合が多くていつまで使用できるか分からない状態というふうに聞きました。最悪ですよ、廃車せざるを得ないとなると福祉バスの存在自体がどうなるかと危惧するところなんですけれども、町としてはどうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

福祉バスの事業につきましては、先ほどから申し上げますとおり社会福祉協議会の事業でございます。これに対して町の方で、補助ではないんですが町を通して申し込みを行った分についての実費負担、例えばガソリン代につきましては、町から支出が行われているところでございます。その他の経費につきましては、社会福祉協議会で賄っていらっしゃるような事業でございますので、主体である社会福祉協議会の方ができないところになりましたら、町といたしましても今も現実いろいろと協議というか、「どんなですか、調子はどうですか。」っていう協議はさせていただいているところではございますが、町の方で判断をするっていうところまでは至っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

このバス事業に関して、福祉バスの事業に関しては今の答弁しかないだろうなというふうに想定はされましたけれども、あえて質問をさせていただきました。以前、多分この中でお分かりなのは副町長しかいらっしやらないかもしれないんですけど、以前は町が運行して社協に運転手を委託していた時期があったとも聞いているんですけど記憶ございませんか。町で福祉バスの運行をするという選択肢はないのかという観点ではどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今おっしゃったことについて私もちょっと記憶がございません。ただですね、先ほどありましたように、バスを運行して研修とかなんとか行っても燃料代しか出せないわけですね。ただバスを運行するとしたら点検整備、車検、いろんなお金がかかって、社協としてもものすごく、そういうお金を運行させた場合は利用者から取るとか、そういうのがあるんですけども、社協はそのバスの運行事業者でないですから、そういうのを取ってはいけないと。そういうのを取ると白バスっていうふうな格好になってしまいますので、社協も苦渋の決断だったと思います。今の状況でいくともう維持管理にコストがかかってしまって、なおかつバスとなると買い替えるとすれば1台2、3千万円でもきかないかもしれませんし、そういうのはちょっと無理で。町がそこにお金を出せば運行することはできないことはないかと思うんですけども、町としてもそれが固定経費になってしまうとちょっと厳しいなど。以前町長とも話をしたことはあったんですけども、町長としては何とか運行を続けてもらえないだろうかというのを言っているんですがあくまでも公益財団法人って別組織でありますから、町がどこまで関与できるかっていうところはちょっとまた研究しないかと思っておりますが、できれば社協にお願いしてしてもらいたいと言ったら、こっちから補助を出せということにならざるを得ないかなと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

それでは皆さんが考えておられるというか、バスがなかなか自由に使えなくなったっていうお声をいろいろ聞くわけですけども、例えば長与小学校、長与小学校は3年生、4年生に社会科見学とかそういう教育面で福祉バスを今まで活用されてきました。3年生には本物の郷土資料を見せるということでカナリーホールに行っていました。4年生は、環境意識を高めるということでクリーンセンターの方に各クラス、5クラスあるそうですけれども、それとか浄水場など5クラス掛ける年に2、3回、この福祉バスを活用して行っていたと。クラスの人数が少ない学校はいいんですけども、長与小学校なんかは40人近くおりますので、中型バスがないのでその活動が今いったん停止をしていると、できていないと。となると、普通に考えると教育委員会の方で研修の予算を取って、民間のバスを借りればいけないかという考え方もあるかと思うんですが、となるとそこにお金がかかる。となると生活困窮の生徒の保護者からはそれがなかなかもらえないからこの研修自体がなかなか実行ができない。ちょっと考えてしまうっていうふうな話を聞きました。それが一つ。それとうちは皆前自治会というところに住んでおりますけれども、先日、自主防災組織の方で、今年は研修をした後に市役所に行くという行程で行ったんですけども、27人乗りでオーバーしたので個人の車を出してもらって31人で研修に行ったと。次にサロンなんですけれども、サロンうちのサロンは40人ぐらいいて、今度秋桜の見学に行くそうなんですけれども、40人が全員乗れな

いから今日ここに来た人だけ行こうねという話になるわけですよ。かといって、今私地元の話だけをしましたけれども、それは民生委員の方からの話、学童の話、いろんな話を聞いております。福祉バスがあったことで、地域での社会活動とか社会学習、そういうものができる、高齢者の活動支援、外出支援が十分になっているというふうな、そういうことを考えるとですよ、やっぱりこの福祉バスというのは、どうしてもあってほしいものっていうふうに、あるべきものっていうふうな感覚が住民の皆さんの中にはあると思うんですね、今まであったので。じゃあこれが廃止となった場合をえると、ちょっと活動が制限されてくるのかなと思います、国土交通省の社協バスの活用に関してというアンケートの中には、今福祉バスの運行主体というのが現在は社会福祉協議会になっておりますけれども、市町村の46.2%がもう直営でやられているということです。そしてその中で福祉バスというので福祉関係だけということになりますけれども、他の用途でも使っているのが21%ぐらいということで、その活用はさまざまでどうにか方法があるんじゃないかというふうに思うんですね。ちょっと長くなってしまいうんですけど、岐阜県の大垣市が令和2年に新しい福祉バスを購入しております。こちらはコミュニティ助成金、これ金額的には調べてみるとそう大した額ではないんですけども、これを活用して福祉バスを、車椅子のリフト付きのバスを購入したという事例もあるようなんですけども、これどうにかそういうふうな助成金とかを使って買えないものかというふうに思うんですが。福祉バスがなくなったときの対応を、社会福祉協議会ができないからということで終わらせるのか、社協ができなかったら町でどうにかしないといけないかという考えが少しでもあるのかという、そこのお考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

福祉バスが廃止されたときの町の考え方ということなんですけれども、先ほど副町長の答弁でもありましたけれども、やっぱりそこは白タク事業に当たる可能性がある。福祉バスの事業をするということになれば、やっぱり何とか社会福祉協議会の方をお願いすることしか、なかなかできないんじゃないかなと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

時津町は、福祉課において時津町福祉バス運行規則というのを策定して、社会福祉協議会にバスの運行と、社協のセンターがありますけれどもそちらを指定管理をしてその補助金に、長与町と一緒に維持費関係を含めたところで運行を依頼、委託しているということです。バスは時津町がもちろん購入して社協に委託しているということなんですけれども。マイクロバスがなくなるということが、しっかり協議していただきたいと思うのが、やはり子育て支援だったりとか高齢者の支援、さまざまな部分で今まで長与

町の場合ですよ、十分に活用ができていたので、それがもうごめんなさいね、当然になっているんですよ、あって当たり前。なかったらそういう話も出ないですよねって言われるかもしれないけど、もうそういう状況でバスの運行がなされてきたので、もうなくなると皆さんの活動がいったん停止してしまう。もう今もその状況に入りつつあるので、そこを妨げることもない対応を考えていただきたいんですけども、今後の難しい話にはなるかと思うんですけど、町長いかがでしょうか、見解をお伺いしたいんですけど。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

先ほどの町長答弁でもありましたけれども、そういった時津町の事例、他にも全国的にもそういった事例があるかと思っておりますので、社会福祉協議会とも今後そういった協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

時津町の福祉バスは、福祉関係のみにしか使えないというふうな規則の方で決められているそうです。これが、運行法がいろいろあって白タクの扱いになってしまうのでなかなか運行が厳しいという話も重々分かった上で話をさせていただきますけれども、その話の中によると、時津町は、福祉団体のみが利用できるということで福祉バスを使っている。月、水、金をお風呂があるのでそれに運行に使って、火、木が民間の福祉関係の方が使っている。ただ陸運局に登録をするときに社会教育関係に利用できるということ申請をしたら、これ陸運局によって違うそうですけれども、バスが用意できたときの話なんですけどね、そういうふうな方法もあって、これまでと同様の使い道ができるということで、どうにか工面をして今後の住民活動に支障のないような方法をぜひ考えていただきたいというふうに思います。社協の事業だからということですけども、社協がバスを廃止したら住民が困るとか、そういうふうな存在しない既得権と言ったらちょっと重いんですけども、町民への責任を担っているのはやはりまずは役場である、行政であるというところから、そこは社協ではないと私は思っているんですよ。ですからそういうことでも、しっかりと前向きな協議を重ねていただきたいと思っておりますけれども、これ何か答えをいただいでよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

先ほどからちょっといろいろお聞きしているんですけども、以前、社協のバスを使うときには必ずどこか福祉施設に回りなさいということは、今の時津の事例と同じなんです。

すよね。先ほど学校の子どもたちがどうのっていうのであれば、そういう使用方法をすると、先ほどから言いますけども運送法に引かかるんじゃないだろうかということで、社協としてもなかなかということで。ですからそういうところも含めたところで総務部長が言いましたように、社協ともうちょっと協議をさせていただきたいなと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

福祉バスという名称にするのか、コミュニティバスという名称にするのか、そのバスの運営に関しては、名前に関してはいろいろあるかと思いますが、近い将来の話になると思うんですよ。実際に先日乗ってみましたけれども、屋根ももう朽ちていて修理が必要ということでしたので、早急に検討していただきたいということ。そして住民の皆さんがその答えを期待しているということを申し添えておきます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時42分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、岡田義晴議員の①財政運営について、②教職員の働き方改革についての質問を同時に許します。

3番、岡田義晴議員。

○3番（岡田義晴議員）

それでは一般質問に入らせていただきます。まず1番目、財政運営について。本年度の一般会計の予算は144億5,789万円で、昨年度より3.1%増加。歳入のうち、自ら確保できる町税などの収入、自主財源の割合が47%、国、県からの補助金、町債など他に依存する収入、依存財源の割合が53%と見込んであります。昨年度よりも自主財源の割合は増加しているものの、町の収入の半分以上を国、県や借金などに頼らざるを得ない状況となっています。歳出では、福祉に係る経費である民生費の割合が40%と最も大きく、次いで総務費、土木費の順に大きくなっております。令和3年度から5カ年で始動した長与町第10次総合計画を指針とし、子育て、教育、健康づくり、遊び心をテーマに掲げ、引き続き子育て支援体制の充実を図るとともに、図書館と健康センターの複合施設整備などの建設事業にも重点的に予算を配分しているとあります。これらの計画が実効性のあるものとなるためにも、現在の本町における財政状況を確認する必要があるかと思います。改めて本町の財政状況と今後の見通しをどのように考えておられるかお伺いいたします。

2番目、教職員の働き方改革についてでございます。2016年に富山県の市立中学校の40代の男性教諭がくも膜下出血を発症し死亡したのは、部活動を含む長時間労働が原因だとして遺族が県と市に損害賠償を求めた裁判で、富山地裁は県と市に合わせて8,314万円の支払いを命じる判決を下しました。裁判では部活動指導が自主的なものかどうか争点となりましたが、富山地裁は部活動指導は自主的活動の範疇に属さないとして遺族側の主張を全面的に認めました。なお、この県と市は控訴しないとしています。亡くなった男性教諭の妻は会見の席で、今働いている先生たちの健康を守ることが一番大事だと訴えていました。昨年度文部科学省は、教員の勤務実態や働き方改革の進捗状況を把握するために、全国の公立小中学校で働くおよそ3万5,000人を対象に調査を行いました。調査によると教員の時間外勤務について月80時間以上、いわゆる過労死ラインを超えて働く人の割合が公立の小学校でおよそ14%、中学校で37%近くに上り、1日の休憩時間についても平均20分程度にとどまっているとのこと。文部科学省は今後、今回の調査結果を基に有識者会議を開催し、教職員の給与などを定める、いわゆる給特法、正しくは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法について改正を含む見直しに向けた議論を進めるとしております。そこで、この問題について以下の質問をいたします。(1)本町の5つの小学校と3つの中学校の教職員の勤務実態と働き方改革の現在の進捗状況はどうか。(2)長与町運動部活動の地域移行推進計画の現在の進捗状況はどうか。(3)長崎県で教員を目指す大学生、社会人を対象にした、ながよ教師塾の成果は今どのように出ているのか。以上、一般質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。なお2番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。1番目の質問でございます財政運営ということでございます。本町の財政状況につきましては、今後控えております大型公共事業や複合施設の建設、また老朽化した公共施設の維持管理や更新、さらには少子高齢化に伴う社会保障費の大幅な増加やデジタルトランスフォーメーションの推進など、中・長期的に見ましても多額の事業費が見込まれ、厳しい状況が続くことが予想されております。今後数年間は一時的に財政負担が大きくなることも予測されておまして、また将来的には人口減少が避けられない中、町税などの収入の伸びもさほど期待できない状況になっております。しかしながら、そのような状況の中でも、いわゆる財政の健全性を示す指標であります実質公債費比率と将来負担比率につきまして申し上げますと、一定健全な水準の範囲内で推移しておりまして、今後もその適正水準を維持できるという見通しを立てております。また起債につきましても、中・長期的な視点に立った計画的な借り入れと償還ができていると認識しているところでございます。

従いまして、厳しい財政状況はまだまだ続いておりますが、本町は健全な財政水準を維持しながら運営しているという状況でございます。今後も引き続き、徹底した歳出節減を図ると同時に、自主財源の確保にも努めながら、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、健全かつ効率的な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

岡田議員のご質問にお答えいたします。初めに2番目1点目の、本町における教職員の勤務実態と働き方改革の進捗状況についてのご質問につきましてお答えいたします。子どもたちのためであればどのような長時間勤務も善しとするような働き方の中で、教師が疲弊し心身の健康を損なうのであれば、それは最終的に子どものためにならないと考えております。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちと向き合う時間を増やし、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることです。議員が挙げられました富山県の事例のように、志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現は必要不可欠なものと認識しております。本町におきましては、平成31年1月25日の中央教育審議会による答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」にのっとり、学校および教師が担う業務の明確化や適正化を推進するとともに、統合型校務支援システムなどICTを活用した業務の効率化を推進し、教職員の業務量や負担の軽減を図っております。また、これまで当たり前に行っていた教育活動につきましても、子どもたちにとって本当に必要なものか、子どもたちや教職員の過重負担となっていないかなどゼロベースで見直し、その精選や改廃を行っております。超過勤務の縮減につきましては、週1回の定時退校日の設定、教職員の意識改革、夏期休業中の学校閉庁日の設定、中学校における週2回の部活動休養日の設定といった県下一斉の取り組みを推進するとともに、校務支援システムを利用した勤怠管理を行い、定例校長会等の管理職員研修会で超過勤務の状況を確認し、必要な指導を行っております。本町の教職員の超過勤務の現状といたしましては、本年度4月から7月までの4カ月間におきまして、1月当たりの80時間超過勤務者は累計で1名、45時間超過勤務者は累計で292名となっており、昨年度同時期と比較すると80時間超過勤務者は14人減少し、45時間超過勤務者も79人減少するなど超過勤務者の数は大きく減少しており、本町の学校における働き方改革が着実に前進している成果の現れと考えております。今後も本町におきましては、学校における働き方改革をさらに推進し、国の指針に基づいて長崎県が目指す「令和7年度末までに年間540時間超過勤務

職員の割合を0%へ」を達成するとともに、子どもたちに対して効果的な教育活動を提供していく所存でございます。

次に2点目、運動部活動の地域移行の進捗状況についてのご質問につきましてお答えいたします。本町では中学生世代のスポーツ活動の場を確保し、子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを目指して、令和3年度から長崎県地域部活動推進事業を受託し、長与町地域運動部活動推進検討委員会を立ち上げ、課題を検討し、実践研究を通じて部活動の地域移行に向けた取り組みを進めてまいりました。そして本年4月より、休日における中学校の運動部活動を廃止し、地域スポーツ活動として地域に移行いたしました。地域スポーツ活動の運営は、総合型地域スポーツクラブのNPO法人総合型SC長与スポーツクラブが担い、現在、卓球、サッカー、陸上、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ソフトテニス、硬式テニス、軟式野球、柔道、剣道、弓道の12種目が活動しております。地域スポーツ活動の指導につきましては、総合型SC長与スポーツクラブと契約した地域の指導者が行っております。指導者の中には兼職申請を許可している中学校の教職員もおりますが、休日における運動部活動の地域移行によって中学校の教職員の超過勤務は大きく減少し、学校における働き方改革にも良い影響を与えております。なお、今後は令和5年度末をもくとし、文化活動の地域移行に向けた取り組みを進めていく予定であります。

最後に3点目、ながよ教師塾についてのご質問につきましてお答えいたします。近年の教員不足、教員志望者の減少につきましては、本県だけの課題ではなく全国的な課題となっております。教育現場のマイナス面ばかりが世間に伝播していることにより、多くの教員志望者の夢や志を萎ませていることに強い危機感を感じております。長与町教育委員会では令和元年度から、本県や本町の学校教育を支える優秀な人材の育成に寄与するために、本県で教員を目指す短大生、大学生、社会人等を対象にした、ながよ教師塾を開講しております。ながよ教師塾では、情熱、指導力、人間力の向上を合言葉に、教育委員会事務局の指導主事や町立学校の管理職等が講師となって、ワークショップやディスカッションを通じて教職の魅力や、教員となった際にすぐに役立つ情報や技術を伝承するなど、教員志望者の夢や志の後押しをしております。現在までに10名の塾生が教職員として県内各地で活躍していることを大変嬉しく思っております。残念ながら昨年度、本年度と入塾希望者がなく教師塾を開講できずしておりますが、今後も教員志望者の夢実現の支援を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

それでは再質問させていただきます。まず一つ目、長与町は財政が厳しいという声をよく耳にしますが、しかしながら財政力指数にしても実質収支比率にしても、この県内の各市町の平均よりも非常に高いということで、財源に余裕があるのではないかと

見方もできると思います。長与町の財政状況は具体的にどう厳しいのかお尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今議員ご指摘のとおり財政力指数また実質収支比率、これにつきましては県内の各市町の平均値よりも高く、一見財源に余裕があるように感じられると思います。ただ本町は今後も多くの事業費が見込まれておりますし、また人件費、扶助費など経常経費、いわゆる義務的経費につきましても今後増えていく一方でございます。従いまして、中・長期的な視点で見た場合には決して余裕があるという状況ではございませんので、そういう意味で長与町の財政状況は厳しいという話になるかと思っておりますけれども、本町の財政は健全な水準の範囲内で推移しておりますので、今後も適正な水準の確保に努めたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。次に自主財源と依存財源についてお尋ねいたします。今回質問で申しましたが今年度の予算の財源は、自主財源が47%、依存財源が53%というふうに予算が編成されております。令和3年度の決算を見ますと、自主財源が38%、依存財源が62%となっております。ここ2、3年はコロナの影響がありますので、これだけで比率を判断することはなかなか厳しいですが、自主財源と依存財源の関係をどのようにお考えになっているのかお聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず自主財源と依存財源につきましては、その割合に適正な水準というものはございません。各県とかまた各自治体においても大きな差がございます。本県も財源の50%以上を地方交付税などの依存財源に頼っている状況ではございますけれども、所管課としましては依存財源に頼る、また地方交付税などの依存財源の割合が大きいということにつきましては、決して悪いことではないと判断しております。ただ依存財源が経常的に増えてくる状況でありますと、財政運営としてはやはり厳しいという判断になってきますので、これは引き続き町税などの自主財源の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

大体分かりました。次に質問します。現在本町は、多くの借金を抱えながら財政運営を行っていると思っております。町長の答弁でも、ここ数年間は一時的に財政負担が大きくなるとの予想とのご答弁でございました。起債を借りることそれ自体が悪いわけではありませんが、新たな借金をつくと同時に、貯金を取り崩しながら何とか健全な財政運営を保っている状況だと理解しております。令和3年度の決算を見ますと、町民1人当たりの貯金額はおよそ10万1,000円、借金の額は1人当たりおよそ33万円となっております。そこで令和4年度では、この数字がどれくらいになったのかお尋ねします。また、他の市町と比較して、これは多いのか少ないのかどのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

令和4年度末の数値になりますけれども、人口1人当たりの貯金額、いわゆる基金の残高になります。町民1人当たりには換算しますと貯金額が1人当たりおよそ11万2,000円でございます。次に借金額、いわゆる地方債の残高でございますが、町民1人当たりおよそ32万3,000円でございます。この数値ですけれども、全国の類似団体と比較しますと、本町の場合は借金も少ないですけれども貯金も少ないという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。いろいろと質問させていただきましたが、本町の財政状況は厳しい状況でありながらも健全な水準を維持できていると理解いたしました。最後に、健全な財政運営を行っていくために必要なものをぜひお聞きしたいと思います。今後の財政の見通しとして、将来の財政状況に対する十分なシミュレーションというのできるかなど。それから財政所管として今後取り組むべきことは何かをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今後の財政的な見通しにつきましては、財政課の方でも一定のシミュレーションを繰り返し行っているところでございます。その結果、町長答弁にもありましたように、本町の財政状況は一定健全な水準の範囲内という見通しを立てております。ただこれはあくまでも町民皆さまのご理解とかご協力もありますし、また議員皆さまの厳しい審査もでございます。また職員の努力も含めまして、何とか健全な財政運営を維持できていると考えております。所管課としましては、今後も財政シミュレーションを繰り返しながら、適正な事業と適正なコストの管理に努めまして、健全な財政運営を図っていきたくと考

えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

いろいろと私自身も調べて本町の財政は安全運転というところもありますけれども、今後少子高齢化もありますので果敢に取り組んでいただきたいと思います。今回長与町の財政について私が一般質問したのは、大いに実はこのやりとりをご覧になっている町民の皆さまにもよくよく財政について興味を持っていただくために、あえて一般質問をさせていただきました。この財政の状況を行政と私たち議会と町民の皆さまが一体になって、同じ方向を進んでいくという点では非常に有効かなと自分で思いながら、この一般質問をさせていただきました。広報ながよも、私の妻も見たか見ないか、見てくれということで見るとは、ますます町民の意識が開かれた議会の中で、実際どれくらい頑張っているか、それからどれくらい今足りないのかをこの3者が同じ方向でいくと、必ず良いものが出来上がっていくのではないかとということと、やはり見える化というのは見られる化に通じるもので、適度の緊張感というのが行政と議会がより良い方向に進んでいく一つのパターンになればなということで、折に触れてこの財政状況を質問したいなと思っております。今後さらなる切れ目のない財政運営を町民が恐らく期待していると思っておりますので、ぜひ共に頑張っていきたいと思っております。

これについては終わりますが、次引き続いて、教員の働き方改革についてということと質問をさせていただきます。週80時間を超えている教員が1人だけいらっしゃるということですが、どのような理由でそうなったのかお聞きします。また45時間を超える教職員の数が昨年度より非常に減ったということと非常に良いことですが、その小学校と中学校の先生方の人数が分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本年度4月から7月までの1月当たり80時間以上の超過勤務者1名につきましては、4月、5月、6月の超過勤務は80時間未満でした。7月は通常業務に加え中体連の引率業務がございまして、それが週休日にございまして80時間以上となった次第でございまして。週休日の勤務につきましては、勤務の振り替えを行い、別日を休日にするることによって週休日の勤務時間は減じられることになっております。しかし今回の当該職員の場合、その勤務の振り替えが翌8月に行われることになってございまして、週休日の勤務時間が7月の実績に残った次第です。ですから、実際は8月の別日に休日を取っておりますので、本町の80時間超えの教職員は実質はゼロということが言えます。45時間超過勤務者の累計につきましては、先ほど教育長答弁にもありましたように292人となっております。その内訳は、小学校で累計で135人、中学校は累計で157人と

なっており、前年度同時期と比較しますと小学校では32人、約20%減少しております。中学校では47人、約23%減少しております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。働き方改革については、本町は順調にしているような気がいたします。今後ますます働き方改革に取り組んでいただきますが、さて今後具体的にこの働き方改革にどのように取り組んでいくのか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

働き方改革につきましては着実に前進していると考えておりますが、まだ本町におきましても全教職員の約46%が、1月当たり40時間越えの超過勤務者となっております。教師の長時間勤務は全国的にもいまだ課題となっております。先月28日、中央教育審議会の特別部会より、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策という緊急提言がありました。これを受けまして、本町の学校および教育委員会としましては、今後も業務の削減や精選、効率化やデジタル化といった業務改善をさらに推進してまいります。しかしこの学校における働き方改革につきましては、学校と教育委員会だけで成し得るものではないと考えております。子どもたちに対するより良い教育のためという目的を社会全体で共有するとともに、学校運営協議会や学校支援会議、PTA等でも話題にさせていただいて、地域住民のご理解とご支援、ご協力を賜りながら推進してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。それでは（2）の長与町運動部活動の地域移行推進計画についてですが、これについては実施年度から問題点とか課題がもしあれば教えてください。それに対してどう取り組んでいくのかということも併せてお尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町におきましては、全国に先駆けて本年4月より、中学校における休日の運動部活動を地域スポーツ活動に移行いたしましたところでございます。現在5カ月が経過したところでございますが、地域スポーツ活動を今後さらに充実発展させ持続可能なものにしていくためには、受け皿となる長与スポーツクラブの基盤強化、指導者をはじめとする人材の確保、安定した活動を支える財源の確保、指導者や保護者ならびに地域スポーツ活

動を取り巻く大人たちの意識改革といった課題に継続的に取り組んでいきたいと考えております。本年度は、子どもたちが技能の向上、そしてスポーツの楽しさを十分に実感できるように指導者の研修に注力しております。これは指導者の意識改革、資質向上、優れた人材の確保にもつながると考えております。今後も地域運動部活動推進検討委員会における協議や関係各所、地域住民のご理解とご支援を受けながら、持続可能な地域スポーツ活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。次に（3）の長崎県の教員を目指す大学生、社会人を対象にした、ながよ教師塾のことなんですけども、まず先ほどの答弁で講師の先生方はっていうことで説明いただきましたが、すみません、ながよ教師塾の講師にはどのような方がなられているのか、もう一度教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

ながよ教師塾の講師は、長与町教育委員会事務局の指導主事または町立小中学校の管理職が担っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。そうすると、この講師が教育関係者の場合は、最前から働き方改革というお話をしておりますが、その考え方にのっとって言いますと、例えば土日に先生方がそこに行くということは労働時間ということになりますが、これについての配慮はございますか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

ながよ教師塾は、議員がお示しのとおり休日等勤務時間外に開講しております。あくまで私塾でございますので、講師につきましてもボランティアとしての参加協力をお願いしております。ですから、労働時間につきましても特別な配慮は現在のところございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。ながよ塾は、内容を見たら私も元教員ですので非常に素晴らしい企画

だなと思います。願わくは、ながよ塾で巣立ったそういう有為な若者が、できうれば長与町に教員としてUターンできるような方策、基本的に県がその裁量権持っていますのでどうにもならないと思いますが、非常に素晴らしいことを長与町はやっているなというところで。私も長崎で高校の教員時代ですね、長与町は幼稚園、保育所から小学校、中学校、高校、専門学校、大学までそろっているということで、4万人の地方自治体ですごいよねって話を聞いてですね、そこが率先してこのようなことをやっているということは非常に素晴らしいことだと思いますので。これは長与町に限らず長崎県全体の教員を増やすという点では、長与町は本当にボランティアでやられているということで、今後これを継続するご予定があるかを聞いて終わりたいと思いますが、ご予定はいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

先ほどの教育長答弁にもありましたように、教員志望者の夢実現の支援をしていきたいと考えておりますので、ボランティアという形にはなるかと思いますが、継続してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

よく分かりました。これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時まで休憩いたします。

（休憩 13時47分～14時00分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順4、中村美穂議員の①消防団員の確保について、②不登校児童生徒の対応についての質問を同時に許します。

8番、中村美穂議員。

○8番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。早速質問に入らせていただきます。まず1番目、消防団員の確保について。近年消防団員のなり手不足が全国的な問題となっています。その原因には、地域の都市化や住民層のサラリーマン化、地域コミュニティの衰退が挙げられています。本町でも今後の課題になっているものと思います。そこで総務省消防庁が2005年1月26日、消防団員の活動環境の整備についてという通知を発し、サラリーマン増加により消防団活動に参加しにくい住民層にも個々人の事情に対しより配慮した参加の機会

を広げるため、特定の活動のみ参加することとされる機能別消防団員制度を設置することを、新たな団員の獲得に向けた施策として打ち出しました。そこで本町の消防団についてお伺いします。（１）現在の消防団員の人数、近年の推移についてお尋ねします。

（２）消防団員の処遇についてお尋ねします。（３）機能別消防団員の設置についてお尋ねします。（４）退職消防団員アドバイザー制度についてお尋ねします。

次に２番目です。不登校児童生徒の対応について。さまざまな理由により不登校の児童生徒が増えています。その理由には、いじめなどの人間関係、家族の問題、ストレスなど子どもたちを取り巻く環境が原因になっているのではないのでしょうか。不登校児童生徒の支援の一つとしてフリースクールがあります。本町にもフリースクールがありますが、不登校児童生徒の支援について本町の対応をお伺いします。（１）学校における不登校児童生徒の対応についてお伺いします。（２）フリースクールに通う子どもの出席日数の扱いについてお伺いします。（３）フリースクールに通う子どもの財政的支援についてお伺いします。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお２番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答させていただきます。まず１番目１点目でございます。消防団員の確保についてということで、現在の消防団員の人数、近年の推移ということのお尋ねでございます。長与町消防団員の定数は２９０名でございます。それに対しまして、令和５年４月現在２７９名の団員となっております。また近年の推移につきましては、２７９名から２８５名の間で増減しているという状況でございます。

２点目の消防団員の処遇についてのお尋ねでございます。消防団員の処遇改善につきましては、消防団員数が減少していることや災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、全国的に見直しが行われ、本町におきましても令和４年４月から報酬および費用弁償の見直しを行ったところでございます。また本町では消防団員の確保のため、消防活動における環境の整備充実といたしまして、計画的に各分団の格納庫や消防車両、各資機材の更新等を行っている他、消防団員が活動しやすくする方法として消防団協力事業所の拡大等を図っているのが現状でございます。

３点目でございます。機能別消防団の設置についてのお尋ねでございます。機能別団員（分団）制度は、より多くの人に参加していただくことを目的とした形で作られております。特定の消防団の活動に参加し、時間の許す範囲での活動ができる、そういった制度となっているところでございます。制度の主な趣旨といたしましては、消防活動に参加しやすい環境を整えることで、定数を確保するための施策の一環であると認識しているところでございます。本町におきましては、団員数が比較的充足していることなど

から、現在のところ機能別消防団員を募集する予定はありませんが、なり手確保のための対策として他市町の事例やその効果につきまして研究をしておく必要があるのではないかと考えております。

4点目でございます。退職消防団員アドバイザー制度についてのお尋ねでございます。退職消防団員につきましてはアドバイザーなどの制度はございませんが、消防団員の相談役として、また後援会活動などを通じまして引き続き消防団に関わっていただいているところでございます。さらに、各地区の自主防災組織や地域活動などの場面におきましてもご活躍をいただいております。消防以外の場面におきましても困ったときにはアドバイスをしていただける非常に頼りになる存在であると考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

中村議員のご質問にお答えいたします。初めに2番目1点目、学校における不登校児童生徒の対応についてのご質問につきましてお答えいたします。現在学校におきましては、不登校および不登校傾向が見られる児童生徒に対して、その要因や現状の把握に努めるとともに、当該児童生徒および保護者に寄り添いながら個別の支援や働きかけを行っております。具体的には、別室登校や放課後登校、別室やICTを活用した個別学習といった柔軟な対応、スクールカウンセラーによる当該児童生徒および保護者へのカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる保護者支援や関係機関との接続支援等を行っております。また本町では、不登校児童生徒の居場所づくりのために、適応指導教室「いぶき」を設置しておりますので、登校が困難な児童生徒の保護者に対しましてはその利活用を推奨しております。適応指導教室では、不登校児童生徒一人一人の自己肯定感や心のエネルギーの向上を目指し、通所による個別相談、個別指導に加え、小集団での学びや、ゲームや会話等を通じた他者とのコミュニケーションの学びを行っております。今後も学校や教育委員会が家庭や関係機関との連携を図りながら、不登校や不登校傾向にある児童生徒を見守りつつ、段階的な学校復帰も含め社会的な自立につながるよう、支援や働きかけを丁寧かつ粘り強く行ってまいります。

続きまして2点目、フリースクールに通う子どもの出席扱いについてのご質問につきましてお答えいたします。不登校児童生徒の中には、学校外のフリースクールなど民間施設におきまして相談、指導を受け、社会的な自立へ向けた努力を続けている児童生徒がおります。このような児童生徒の努力を学校および教育委員会として評価し支援するために、平成29年2月に施行された、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法ならびに令和元年10月の通知、不登校児童生徒への支援の在り方を受け、本町におきましても、令和2年4月に「不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受けている場合の

指導要録上の出欠の取扱いに係るガイドライン」を策定いたしました。本ガイドラインでは、学校外の公的機関や民間施設等が一定の要件を満たすとともに、当該施設における相談、指導や自宅でのICT等を活用した学習活動が不登校児童生徒の将来的な自立を目指すものであること、当該児童生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援であること、さらに不登校児童生徒の自立を助ける上で有効、適切であることが判断される場合、校長は当該施設において相談、指導を受けた日数等を指導要録上の出席扱いとすることができると定め、現在運用しております。令和4年度は、放課後等デイサービスやフリースクールでの相談、指導を受けた4名の児童生徒につきましていずれも出席扱いとし、進路選択上の不利益や社会的な自立へのリスクを被ることがないようにしております。

最後に3点目、フリースクールに通う子どもの財政的支援についてのご質問にお答えいたします。教育機会確保法が施行されたことを受け、複数の自治体が地域の実情を勘案しフリースクール等を利用する保護者等に対し、利用料の補助を行っていることは承知しております。補助を行うに当たっては、利用するフリースクール等が法人経営であること、運営体制および事業継続性が確保されていること、または自治体および学校との連携などについて公金を支出する観点から、自治体ごとにさまざまな要件が設定されております。仮に本町で同様の事業を行う場合にあっては、実施主体に対し主体的および独創的な活動を阻害しないように配慮することや、著しい営利目的ではないことを証するために実施主体がNPO法人であることなどを要件とする必要があるのではないかと考えております。またフリースクール等の民間施設の安定的かつ持続的な運営および活動を支援するために、施設運営費に対する補助を行う都道府県や政令指定都市レベルの自治体が複数あることも承知しておりますが、公の支配に属さない教育事業への公金支出を禁止する憲法第89条の規定に抵触する恐れもあることから、こちらを町が行うには難易度が高いものと言わざるを得ない状況であると思われまます。よって、今後とも利用料につきまして、保護者負担が生じない公設の適応指導教室「いぶき」の利用勧奨と、その適切な運営に注力してまいり所存でございます。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

それでは再質問に入らせていただきます。まず大きな1番目の消防団員の確保についてというところなんですけれども、消防団員は290名の定数に対して本年279名、近年の推移でも279名から285名ということは、一定本町は充足していると思われまます。ただ、今は充足していても今後について対策を考えておかなければならないのではないかと思います。町内の消防団の分団ごとに、充足していて入団を待ってもらっている、または不足しているなど状況が分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

現在の状況についてでございますけども、欠員につきましては分団では3分団、5分団、7分団、9分団で合計11名の欠員がございます。また一方、希望する分団で空きがない場合につきましては、待っていただいている状況というのもございます。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

今答えていただいたところが、今現在は欠員があるところもあるというふうに理解いたしますけれども、消防団は本部分団以外、本部分団はもちろんこの役場の職員で構成されていると思うんですが、地域で構成されています。不足が続いている地域では補えない場合はどのような対策をしておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

辞める際には次の方を分団の方で探していただくのが基本なのかなというふうに思いますけれども、やはり地域によってはなかなか探すのが難しいといった声も伺っておりますので、今現在職員を通じまして、なかなか集まらない分団につきましては職員を配置するようにお願いいたしております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

地域性もあって、なかなかそこにお住まいの方々が減っているというような状況があったり、またはほとんどが町外に働きに行かれて気持ちはあっても参加できないというか、そういう地域も当然あると思うんですけど、今の対応策を考えていらっしゃるということをお聞きいたしました。その対応策も今後もっと全体的に減っていくとなかなか厳しいものもあるのではないかと思いますけど、今の対策以外に、また他に何か対応を考えていることがあれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

基本的には今入っている分団の方たちが人伝いに探していただいているのが現状でございますけれども、各職場を通じて探していただければということと、あと以前ちょっとお話がありましたけれども、自主防災組織の訓練等の中で子どもたちも参加していると。そういった中で、将来を見据えながら消防団活動というのを少しずつ見せていく、広報も通じて消防がどんなことをやっているのかってことを広報していく、そういった

活動が将来につながっていくのかなと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

確かに町内の自主防災組織で防災訓練とかしているときに、幼い頃からのそういう体験が大事だと常日頃私も言っているところなんですけど、消防団の方が協力をしてくださって、消防車を持ってきてくださって、運転席に乗せてもらったりとか、将来皆さんが格好いいって、自分も協力したいというような思いがあったら、ぜひそういう子どもたちの教育にもなるのではないかなと思っております。そういった中でも、なかなか手不足ってというのはどの分野でも難しいところではありますが、その中で、次に消防団員の処遇についてなんですけれど、全国的に消防団員の減少や災害が多くなって消防団員の負担が増えている。これが火災だけではないというようなことだと思うんですが、そこで全国的に見直しが行われてきておりますが、本町も令和4年、昨年ですね、令和4年4月から報酬と費用弁償の見直しが行われたというのは分かっておりますが、その内容についてお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

令和4年4月1日に改定を行っております、出勤報酬につきましては4時間未満が2,500円から4,000円、4時間以上が4,500円から8,000円に改定を行ってまして、そして8時間以上につきましては新たに1万2,000円というのを設けております。年額報酬につきましては見直しは行っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

国からの指針ということもあって、恐らく見直しが行われたものかなと思います。少しでも、そのほとんどもうボランティア、詳細に何十年勤めたらってというようなことを考えて見越して入られる方っていうのはいないんだと思うんですね。ですからそういった少しでも処遇という面で改善が行われているとは分かっておりますが、先ほど町長答弁の中で、処遇の改善の一つとして消防活動の環境の整備充実とか、計画的に各分団の格納庫、消防車両の更新、これは行っていることは私も承知しておりますが、例えば今年度とか前年度でも結構ですけど、具体的に最近の更新はどのような例がございますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

令和4年度には第4分団の消防車両を更新いたしました。また今年度は第2分団の格納庫の更新を今現在行っているところでございます。またそれ以外にも必要なものにつきましては、要望を頂きながら配備している現状でございます。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

処遇の改善の中に当たるのか分からないんですけど、最近は免許証がオートマチック限定の免許を男性女性かかわらず取られる方が多いと思うんですが、その方々の消防車両が今までマニュアル車が多かったので限定解除に係る経費の補助っていうのは行われているかと思いますが、多分今は消防車両自体更新のタイミングでオートマチック車に変更されているのではないかと承知しておりますが、そのような形になっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

消防車両につきましては更新を行う際に順次オートマチックの方に更新いたしております。現在、消防車両が10台ございまして、その中でミッションが6台ございまして、こちらの方も順次更新の際にオートマチック車に更新してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

まだマニュアル車の方が多いという現状だと思いますので、随時更新のときには変更していただければ皆さんが使いやすくなるのかなと思っております。また、ここに私が掲げております消防団員の確保の一つの策として、機能別消防団の設置というものについてお尋ねいたします。6月の定例会で同僚議員も同じような内容を質問されていますけれども、現在サラリーマン層の増加や、特に本町はベッドタウンと言われる町ですので、通常の消防団員として参加はできなくても大規模災害対応団員、要するに災害が起こったときに活動ができますよっていう方。あと予防広報団員、これが女性とかが中心になるんですけど、消火活動じゃなくて広報活動、消防団員のためこういうものを行っていますよとか。長与町はないですよ。ないんですけどそういうものとかですね。あと女性も長与町は消防団員が2名いらっしゃると思って、その方たちは基本、皆さんと一緒に消火活動に参加をされていると思うんですけど、女性だけの消防分団っていうものがあつたりとか、いろいろさまざま機能別消防団っていうものがあるようです。例えば大規模災害のときとかに、大規模災害というまではいかなくても最近大雨とか台風とかいったときに道に木が倒れて、とにかくこの木を動かさないとならないって

いうときに、例えばそういう、なんでしょう、チェーンソーの技術を持っているとか、大型トラックとか、ひいてそこの道がひどく荒れている場合とかはもちろん業者に応援というか仕事として頼まなきゃいけないけれど、今駆け付けてもらいたいときにそういう方たちが特別なスキルを持って、普段は消防団員とは違うけれどもそういうスキルを持っている方たちが緊急のときに対応していただけるってというようなことも、私は大規模災害対応団員って言うのではないのかなと思っているんですね。県内では消防団員の確保の観点から西海市が導入されているようですけれど、何度もしつこく言って申し訳ないんですが、本町も今一定充足しているけれども今後について、今すぐ設置するというのではなくて、機能別消防団についても検討する余地はあるのではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

機能別消防団につきましては、定数を確保するための一定の施策なのかなと思っておりますけれども、議員おっしゃるとおり災害時とかには大変活躍が見込まれるものと思います。ただ、本町は非常にコンパクトな町でありますので、今消防団の中にはさまざまな職業の方がいらっしゃいます。その中で災害の際には当然直接お電話させていただきながら対応してまいりたいというふうに思いますが、またOBの方につきましても同様にご協力を賜っていきたいと思っております。令和4年度に分団長研修で熊本県益城町に行きました。その時にあちらの方が災害の際に最も活躍したのが消防団であったとおっしゃっていました。災害が起こってすぐに消防団員に直接電話をして重機を出してくれといったお願いをしたと。そしたらすぐ対応してもらったといったお話も伺いましたので、今までの関係の中でそういった協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

今益城町の研修でということをおっしゃったんですけど、私の地域などでも元消防団のOBの方がおられて、火災じゃなくて何かあったときにももちろん声をかけたらすぐ来てくれる、そういう人とのつながりが非常に大事なかなと思っているので、今はそういうつながりが本町にも残っているというか、継続しているということは安心はしているところなんですけど。この消防団のことで退職消防団アドバイザー制度、これ私が勝手に提案して考えたものなんですけれど、消防団員の定年が55歳と聞いていまして、それが今現在その55歳というくくりがあるのかどうか分からないんですけど、大概消防団に関わった方、団員だった方は55歳っていうのはおっしゃるわけなんですよ。ただ現実に近いところで見ると、分団長だったり副分団長だったりされると2年ぐらいでそこで卒業といいますか退団されるっていうふうになるわけです。で、恐ら

くですけど55歳までなられていないんじゃないかなと。大体50歳前後で割と早いスピードで回ってきているように感じます。そうしたときに、個人的にどうしてもちょっと消防団員を継続することができないという方もおられるので、そういった方の事情は別として、せっかくのスキルと経験が生かせる活躍の場所として、一定、もちろん退職するということは当然なんですけど、退職消防団OBですね、OBだけの。これも機能別消防団のくくりとして、その方々の知見とかそういったものを生かして、研修とかアドバイザーのような形で関わりの一つとして考えたらどうかなと思うんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

まず定年についてでございますけれども、入団時の年齢制限につきましては満18歳から満55歳未満であることが要件となっておりますけれども、定年について特に定めはございません。ただ実情といたしましては、45歳から55歳をめどに大体退団される方が多い状況でございます。その理由としましては、多分体力的なものもあるかと思えますけれども、表彰であったりとか退職金が影響しているのかなというふうに思います。OBだけの枠を作って研修とかできないかというお話でございましたけれども、それもすごく良い提案かなと思います。ただ、こちらの方といたしましては、消防団のOBの皆さまにつきましては退団後も活躍いただきたいと思っております。退団の際に自主防災組織などに協力いただけないか、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

今、OBとかアドバイザー制度ということでそういうのも設置したらというような、これあくまでも提案だったんですけど、もちろんそういうのを設置しなくても、おっしゃるように自主防災組織で今後活躍してもらいたいとかそういうお願いですね、今も地域で活躍されていますが今後退職されるに当たってもそういった協力をお願いをしていただければと思っているんですけど。このなくてはならない消防団の団員の確保ですね、充実として、今後も地域とつながってこの大事な絆や技術の継承をしていただきたいと、そういう思いでこの質問をいたしました。この消防団について町長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃるように、今消防団の人たちっていうのは消火作業だけでなく、逆にもう自然災害の方が多くなっているんですね。しかもそれも非常に激甚化している

ということで。それとやはり少子高齢化っていうことも含めて、やっぱり消防団のなり手不足というのがあるんじゃないかなというふうに思っておりますけども。だけど、消防団の皆さんを確保するためには、町としてできることっていうのは、やはり消防団員の環境、消防活動の環境整備をいかにしていくかということがまず前提になろうかと思っております。そこをしっかりとやるということと、それから私はこれも感謝しているんですけども、長与町の職員が結構いろんな所に入ってリードしていただいているんですよ。それも大変感謝しております。そしてまた縦社会、横社会とありますけども、縦社会がこうして現存しているのは消防団というのは数少ない一つだと思うし、そしてまたその消防団の中には異業種、いろんな職業を持った方々がいらっしゃるんでそういった方々と話をしますと、やはりそういった方々とお付き合いができると、それが非常に楽しいというふうに言っているんで、その辺りを広報活動として広げていくことも町の仕事なのかなと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

そういう整備ですね。格納庫とかそういう消防車両の整備、もちろんこれも継続して続けていただきたいし、せっかくのそういう消防団員の良い流れ、先ほど町長がおっしゃった異業種の方とのつながり、この大事なつながりをぜひとも継続するように、今後もしろんなことでぜひ。消防団員が「あの時あんなこと言っていて、あの時は一定良かったけど、もう10年たって本当こんななっちゃった」というようなことがないように、担当課の方も常日頃一生懸命取り組まれていると思いますので、ぜひ継続してやっていただきたいと思います。

では次の質問に移らせていただきます。不登校児童生徒の対応ということなんですけれども、学校における不登校児童生徒の対応について、その児童生徒に寄り添いながら個別に対応されているとのことですが、よく言う保健室登校とかいうのが別室登校というふうになるのかとちょっと理解しているところなんですけども、また先ほど放課後登校というのも教育長答弁であった。あと、ICTの活用の個別学習についてお伺いはしたんですけど、もう一度学校の今の対応について、今私が申し上げた別室登校というのが保健室以外の場所でもあるのか。そこは学校に行けるという前提ですもんね、不登校傾向っていうんですかね。なのでそういったことと放課後登校、これが学校じゃなくてという場所なのか。あとICTの活用が、登校しなくても自宅でのそういうICTを利用した学習なのか、その点をすいません、もう一度説明していただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

別室登校につきましては保健室登校も一つ入っております。ただし、保健室は体調不

良のお子さん等の対応もございますので、学校によって少々異なりますが、学習室や保健室等を使った個別対応の部屋で行っているのが別室登校と捉えてください。続いてICTの利用につきましては、小学校で言いますと国語科、算数科の学習に限る形になりますが、リモート、固定のカメラ等を使った形で授業の風景を流す、お届けするという形を取っております。双方向型だとやはり不登校傾向のお子さんにつきましては、「なぜそれに参加できるのに来られないの」というような他のお子さんの不信等々もございますので、一方的な単一方向のオンライン授業という形を取っております。放課後登校につきましては、多くのお子さんとの対応に不安感があるお子さんに限るんですけども、児童生徒が帰った後担任の先生とのマンツーマンであれば対応が可能というお子さんについては、児童生徒が帰った後の放課後に教室等で対応を行っております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

今さまざまそれぞれきめ細やかな対応されているというのが何となく分かるんですけど、ちょっと人数をお聞きするとそれが明確にそんなにいるんだとかいう把握があるかもしれませんけど、今そういった不登校傾向にあるお子さんっていうのが実際は増えている感じがあるのか、一定同じように推移している状況なのか教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

全国と比較しますと、本町の不登校および不登校傾向のお子さんにつきましては低い数値ではあります。しかし、ここ近年5年間の傾向を見ますと小中学校ともに増加傾向にあるといった次第です。本年4月から7月までにつきましては、小学校は月ごとの累計で43人、中学校では月ごとの累計で41人、1月平均で見ますと小学校では1校当たり約2.2人、中学校では1校当たり約3.4人という数値となっております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

分かりました。今のお子さんは完全な不登校というよりも不登校傾向にあるお子さまの対応というようなふうには捉えますが、学校に行けない場合の居場所づくりとして、適応指導教室「いぶき」という所があるということでは分かるんですが、そこについてちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。まず現在何名ぐらいのお子さんが通っているのか、それとそこの指導される先生だと思んですけど、そういった方の配置はどのようになっているか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本年度は、9月1日現在で適応教室「いぶき」を利用しているお子さんは小中学生合わせて10名となっております。うち3名が小学生、7名が中学生となっております。教員免許を有している専門の指導員を1名配置しております。本当はもう少し配置したいところですが、予算の関係で現在1名という形になっております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

それでは、一人一人お子さんの状況が違うと思うので難しいかもしれないんですけど、学校の方には足が向かなくてというかちょっと行きづらくて「いぶき」に通っているお子さんがいらっしやいますよね。そのお子さんの状況が一人一人違うけれども、「いぶき」に行ってその後ちょっと学校の方にも行けるようになったりとか、ずっと「いぶき」で頑張るっていうような形とか、そういうような状況はどのような形でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

細かく詳細に申し上げますと個人が特定されますので発言を控えさせていただきたいと思うのですが、本年度の先ほどお知らせしました10人のうち4人は、「いぶき」にも行き学校にも行きというような、「いぶき」で自信を付けてお昼から学校へとか、今日は「いぶき」で明日は学校へといったような形で併用しているお子さんが4名いらっしやいます。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）教育機会

分かりました。私、その「いぶき」という所に見学に行くことが良いことだとはちょっと思えなかったものですから、児童生徒のことを思うとですね。なのですいません、詳細が分からなくてこちらで質問する形になっているんですけど。「いぶき」での学習の内容っていうか、例えば週に何回で何時から何時ぐらいまで開いていて、通常例えば小学生だったらとか中学生だったら通常の勉強というんですかね、国語算数とか数学とか英語とかそういう授業を行うプラス、何か他に少しでも家からちょっとでも来てもらうための、何かそういうような内容、言える範囲で言っていただければと思いますがお願いたします。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まず「いぶき」の活動時間帯になりますけれども、週に4回、9時半から12時半までの3時間の活動時間帯となっております。ワンフロアをパーテーションで分けて、学習が中心となるエリア、そして卓球台を用意しておりまして、卓球やゲームができるエリアというような形で分けております。学習の場所は机、椅子を用意しておりまして、そこでの個別学習になっております。学校からもらったプリントであるとか、自分が学びたいものであるとかを子どもたちが用意してきて、個人学習になります。そこで指導者が助言等を行うような形であるとか、やはり卓球は相手があるスポーツですので、小学生と中学生が一緒にしたりする中で人と触れ合う楽しさというところを味わったり、ゲーム等々を通じて順番を守るであるとか、お先にどうぞの気持ちであるとか、そういったものをたくさん学んでいるというように捉えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

「いぶき」での取り組み、教えていただいております。では次にフリースクールに通う子どもさんの出席扱いについてお尋ねをします。元々この質問をする原点到、出席が本町では認められない、現状が違うのかもしれないんですけど、もしくは認めてもらうまでに長い期間がかかるというような声を聞きまして。実際に今は認めていらっしゃる、今はというか従前からかもしれないんですけど、認められていると思いますが、この出席扱いにしてもらうまでの流れ、所属の学校長が認めるという、もちろん教育委員会も通してでしょうけど。っていう形になると思うんですけど、先ほど教育長答弁の中でお答えがあったかもしれませんが、所属の学校長が認める際の基準というものがあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

フリースクールを含めた民間施設の一定の要件を満たすっていうところがガイドラインにございます。その一定の要件としましては、一つ、保護者や学校、教育委員会との間に信頼と協力関係が保たれること。二つ、実施主体や事業運営の在り方が適切で運営の透明性が確保されていること。三つ、相談指導の在り方が適切であること。四つ、相談指導スタッフ、施設設備が適切であることなどが挙げられております。従って、出席扱いにしてほしいという申し出が保護者からあった場合、学校そして教育委員会が施設を訪問させていただく形を取っております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

分かりました。今書き留められなかったもので、詳細はまたお尋ねしたいなと思ってお

ります。そこで、私は学校の先生でもないのですが、いろいろ教育法とか法律があるかとは思いますが、出席を認めていただけたのであれば、要するにそこだけしか残念ながら民間の所にしか、しかっていか私にしたら一歩前進だと思うんですよ、おうちから行く場所が見つかる、それは学校ではないけれども。出席が学校長、教育委員会に認められたのであれば、そこで成績とか評価についてそのお子さんについて付けられている、その成績ですね。そういったお子さんの状態とかそういうのをきちんと評価できる方であった場合は、その評価も一定取り入れるということはできないのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

評価につきまして、学習活動も行っておりますので、その報告、「こういう学習をしております」というのが民間施設の方から1カ月に1回報告があります。それで学校とも情報共有をしていく形になるかと思うのですが、そこで必要な、こういうことができるようになったということが判断される場合、学習活動、一定の評価として指導要録に記述いたします。そのような取り扱いになっております。ただし、教科の内容であるとか、学校で扱っている内容と少し違ったりもする関係で、通知表等々では通常学校に來ているお子さんと同じ評価は難しいと判断しております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

学校には基準があつてそれと同じようではないというのは理解するところなんですけど、私としては出席を認めてあげるのであれば、少しそういったものも、実際は反映されているんでしょうけど、今ちょっと聞いて少し安心いたしました。そういうふうになっているということで次の質問に移りたいと思います。フリースクールに通う子どもの財政支援について、先ほど教育長答弁にもあられたと思うんですが、近い所では福岡県はフリースクールの施設に対する補助金、佐賀県の江北町ではフリースクールに通う子どもに対する補助を、それぞれの自治体が条例を作つてされております。ただこの要件として法人経営であることとか、著しい営利目的ではないNPO法人であることなど、そういうもちろん規定、基準があると思うんですけれど、子どもを通わせる親の負担の軽減というようなところで、答弁ではちょっと難しいと。憲法第89条の件もあるしということではお聞きしましたけれど、全く検討の余地がないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

先ほど教育長が申し上げたように困難性を有する公金の支出に当たるので、なかなか

町単位であるのが難しいかなってような趣旨のご答弁を差し上げた次第です。一応ご紹介までに、先ほどお話にありました教育機会確保法の附則の第2項の中で「政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする」ということで、国がいわばこういった経済的支援についても考えますということで、きっちりこの法律の中でうたわれております。実際、国がどういう動きをしているかというところなんですけど、今現在も教育のみならず人材育成の観点から、内閣府そして経済産業省、当然文科省もなんですけども、その3省庁で在り方についての検討というのを随時なされているようです。ですので今後、何らかの形で国からのアクションが起こされるのかなと思いますので、その際は適切なタイミングで適切な対応をしたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

今回ちょっと前向きな感じで今、国が動いたら、もちろん長与町単独では厳しいというのは私も理解はしているところなんですけれど。今回質問することで、憲法第89条の解釈っていうことを、公金の支出についてそれぞれあるということを勉強いたしましたけれど、それぞれの自治体の考えもあるので、私は実際行われている自治体がある以上それを、憲法って解釈の問題というのも当然あるかと思うんですよね。なのでそこに対するよその自治体のことをいろいろ言うつもりは全くないんですけれど。今ですね、一定少ない人数ではあるかと思うんですが、もちろん学校も、そして「いぶき」もあって、民間のフリースクールもっていろいろなことがありつつ、長与町の今後の不登校児童生徒の支援について、すいません答弁は頂いているんですけど、お答えいただければ教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

子どもたちのさまざまなケアにつきまして、ご意見を頂戴しまして本当にありがとうございます。まず教育委員会としましては、不登校の生徒を減らす、これが最大の目標だというふうに思っております。仮にその不登校、あるいはもう家から出られないような子どもがいましたら、まず家から出るというふうなことのアクションが起こせるような、そういうことを支援していきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

最後になりますけど、実際私はこの質問をすることを悩んだんですよね。不登校っていう子どものデリケートな部分で、こういうことを一般質問で言うことが良いことなの

かなと思いましたが、学校の先生方やカウンセラーの先生方、そして「いぶき」、不登校の子どもや保護者に寄り添い進めているだろうと、もちろん今もお聞きして理解はいたしました。けれどもそう思う反面ですね、それでも学校に通えないで心のよりどころ、居場所、受け入れてくれる場所、そういった何か光が見える所が少しでもあるんだったら、たとえその子どもたちが少なかったとしても何かしてあげられないのかなと。今もちろんしていないということじゃなくて、少しでも何かしてあげられることがあればと思って質問いたしました。先ほどの財政支援は難しくても、子どもたちのために連携して将来にわたる引きこもりの防止。それから人間生まれて保育園か幼稚園か、私、一度レールに乗ったらなかなかそのレールにずっと乗って頑張って進んでいかなきゃいけない、もちろん楽しいこともあるけどつらいこともあるし、それはもう生涯にわたってそういうふうになるんだろうと思います。ただ、立ち止まったとしても別にいいんだよって。立ち止まってもいいしやり直すこともできるし、ステージが変われば人間関係も変わったりっていうようなことで、一人も取り残さない長与。今一人も取り残さない世の中ってよく言いますよね。言いますけど、なかなかそうはならないわけですね。ただもう本当におうちから一歩も出られなくて、子どもも親も悩んで、そういう状況を解決するためにより一層考えなきゃいけない問題なんじゃないかと思います。教育長に先ほど答弁を頂きましたけど、財政という大きな観点でいきますと、お答えいただけるか分かりませんが、最後に町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

不登校の問題というのはいつの時代もあると思うんですね。子どもたちを取り巻く状況というのは家庭があったり、先生があったり、仲間、それからソーシャルワーカーなどの関係者、そしてまた地域の方々、これ見守りですね、こういった方々との触れ合いっていうのがあると思うんですね。そこで今、中村議員がおっしゃるように公共、民間で社会的に支えていくというのがこの「いぶき」でありフリースクールだと思うんですね。これは、どうしてもなくてはならないものだと思っています。そういった意味でも、長与町としても財政的なものも含めまして支援、働きかけというのを丁寧かつ粘り強くやっていくということが、今後とも求められることじゃないかなというふうに思っております。具体的にはまだ何も申せませんが、一応そんなふうに思っています。

○議長（安藤克彦議員）

中村議員。

○8番（中村美穂議員）

とにかく子どもたちのため、またその悩んでいらっしゃる保護者のために、より一層の支援、もうこれ以上もうないよっていうふうに教育委員会は思われているかもしれないけれども、学校を否定するわけでもなく、ただ昔でいけば民間の力を借りなくて行政

だけでやりましょうという時代があったわけですけど、民間のスキルも活用しましょうというふうにならないうちの中変わっていますよね。なので、行政、教育委員会、学校だけではなくて、いろんな手がたくさんあったほうが子どもはより良く育つと私は思っておりますので、ぜひ今後も不登校の問題に取り組んでいただきたいと思います、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

これで中村美穂議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時57分～15時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、堤理志議員の①行政情報の取り扱いについての質問を許します。

12番、堤理志議員。

○12番（堤理志議員）

本日最後になります。どうぞよろしくお願いいたします。私は行政情報の取り扱いについて質問をいたします。今日の長与町を築いてきたのは、先人のたゆまぬ努力があったからだとすることがさまざまな機会に述べられます。まちづくりを進める中でさまざまな課題や問題が生じた際、議論をしてきたものだと考えますが、これらの議論の積み上げは知見となり、今後の行政課題、問題解決を図る際の重要な手がかりになるものと考えます。その中で公開できる情報を公開することは、積み上げてきたこうしたノウハウを広く共有するという意味合いもあり重要と考えます。一方、行政は、住民のプライバシーに関する内容も取り扱うため、守るべき情報を確実に守る責務も負っているものと考えます。会議録を残す義務があるものは、記録し保管していると思いますが、上記の理由で会議録の作成義務がない会議や協議内容についても、内容や性質によっては記録に残しておく必要があると考えます。それらを踏まえて、以下を質問いたします。（1）会議や協議の議事録は、どの範囲まで残しているのでしょうか。（2）以前の会議、協議の記録は有効に活用されているのでしょうか。（3）個人番号と個人情報のひも付け誤りが全国的な問題になり、住民の関心事になっていますが、本町において誤登録などの問題は起きていないのでしょうか。（4）国はマイナンバーの総点検を秋までに実施するとしています。自治体の実情を無視した一方的な決定のように思われますが、本町は秋までの点検完了は可能なのでしょうか。また、職員に過度な負担が生じたり通常業務に支障が出たりする恐れはないのでしょうか。（5）個人情報の不正取得があった場合の早期発見や不正請求の抑止として、本人通知制度は効果が期待できるものと考えます。多くの自治体が導入を進めており、本町も導入するべきと考えますが見解を伺います。（6）他の自治体において、DV被害者の避難先情報などが加害者側に漏れてしまう事案が発生しております。これは命の問題になりかねず、あってはならないミスだと認識してお

ります。本町の漏えい防止策はどのように講じているのでしょうか。以上、質問をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本日最後の質問者であります堤議員のご質問にお答えをいたします。1点目でございます。会議や協議の議事録はどの範囲まで残しているかというご質問でございます。行政運営の過程におきましては、議会をはじめ各執行機関の会議の他、住民参加による各種審議会あるいは関係者との協議などさまざまな場面で会議や協議などが行われていることはご案内のとおりでございます。議事録につきましては、法令や町の規則等で作成が義務付けられているものもございしますが、義務はなくても関係者間の情報共有や記録として残すよう努めております。その範囲についての明確な基準はございませんが、一字一句を記すもの、要点のみのもなどレベルに違いがあっても、政策立案や事務事業の実施方針に影響を及ぼすものなど、必要に応じた記録を残すようにしているところでございます。

2点目でございます。以前の会議、協議の記録は有効に活用されているのかというご質問でございます。会議や協議の記録につきましては、公文書として適切に管理を行っているところでございます。広く共有するという観点では、公表が義務付けられているものはもちろん、義務付けがなくてもホームページ等により公開しているものもございします。情報公開条例に基づき住民の皆さまの知る権利を保障しているところでございます。また、行政内部におきましても、業務遂行や住民サービスの提供にあたりましては過去の記録をたどることもございしますし、長期間にわたる事業につきましては協議の記録が非常に重要となってまいります。その他、新たな事業検討の際にも、過去からの課題も踏まえたより効果的な手法の研究を行うなど、会議、協議の記録は有効に活用されているものと考えております。

続きまして3点目のマイナンバーの誤登録などの問題が起きていないのかというご質問でございます。現在、国の点検方針に基づきまして、マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検が実施をされているところでございますが、本町がマイナンバーを誤ってひも付けていたものは、現在のところ確認はされておられません。

4点目のマイナンバーのひも付けに関する総点検の秋までの完了が可能か、また職員への過度な負担や通常業務への支障の恐れはないのかというお尋ねでございます。今回の総点検の進捗でございますが、まず7月に個別データの点検が必要と思われる国の機関や地方公共団体等を整理することを目的といたしまして、マイナンバーのひも付け作業の実態把握の調査が実施されたところでございます。この調査の結果、長与町がマイナンバーをひも付けている個別データの点検は要しないとされたことから、現在は今後の対応についての国からの指示を待っているところでございます。総点検の秋までの完

了、また、職員への負担、業務への影響につきましては、現在のところ不透明と言わざるを得ない状況でございます。

続きまして、5点目の本人通知制度の導入についてのお尋ねでございます。この本人通知制度とは、住民の個人情報不正取得されることを防止するため、戸籍、住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度のことで、あらゆる目的での戸籍、住民票の不正取得を抑止する手段の一つと考えております。この制度につきましては、いまだ法整備がなされておらず、各市町村の判断の下導入、運用されているため、運用方法によっては正当な第三者の権利を侵害する可能性があることなどを踏まえると、権利保全の観点からも厳格で公平な制度として機能すべきと考え、本町では現在のところ導入に至っておりません。しかしながら、全国的に統一した運用を求め、戸籍事務協議会を通じまして法整備を国へ要望をしているところでございます。今後は本人通知制度の実情を、各市町自治体の状況などを見据えそのメリット、デメリットを考慮、研究し、導入の有無について判断をしてみたいと考えております。

6点目のドメスティックバイオレンス被害者の情報漏えい防止策についてのお尋ねでございます。本町では、避難先に住民登録があるDV被害者等から避難先情報の非開示の相談があった場合は、加害者および加害者の依頼を受けた第三者からの請求を不交付とすることができる、いわゆる住民基本台帳事務における支援措置制度、これをご案内をしているところでございます。これは法令等に基づいた制度であることから、前住所地や本籍地など該当する全ての自治体間で統一的な取り扱いがなされるとともに、本庁舎内におきましても情報共有が図られ被害者の避難先情報が守られる仕組みとなっております。今後も第三者からの請求があった場合は、厳格な審査により不正取得の防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

それでは再質問をさせていただきます。役場が実施している事務事業等々についてはもう本当にさまざま数多くあるということで、一つ一つについて起案をし、そして実施計画を協議しということで、かなりの膨大な数があるということだと思います。問題が発生したりあるいは住民から問い合わせがあった場合、極力そういう役場が今何をどういうふうな形でやっているのかということについては、極力明快に説明をしていく責任があるんじゃないか、必要があるんじゃないかと思いますが、やはりその中では担当者が人事異動等で代わったからちょっと分からないというようなわけにはいかない。そういう点でも記録というものを文書としてあるいは電子データとして残して、記録を取っておくということが大事だと思います。また、何らかのトラブルで法的な係争と申しますか、あるいは訴訟とか、そういうことに発展したということになった場合でも、公文書であったりメモで事実関係を記録をしておくということが、そうした際の有力な証拠で

あつたり論拠になつたりということになると思いますので、原則的には特別な事情があるものを除いては、やはり何らかの形での記録は残しておく必要があると思います。冒頭の答弁でもそういう記録をするように努めているし、残しているということではありますが、重複するかもしれませんが、今の質問に対してご見解、答弁があればぜひお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

会議であつたりとか協議の記録につきましては、議員ご指摘のとおりその後の問題であつたり、あるいは訴訟という点において、まずその議事の備忘録という観点もあるんでしょうけれども、会議でどのような決定がなされたのかとか、その会議を共有する参加者皆さんとの共有という点もあるんでしょうし、整理をしておくことでそういった意思決定の過程であつたり、事業の課題、変更改善状況について明確にすることができるものと考えております。一方で国においても、法律に基づいた公文書あるいは議事録の運用というのがなされておまして、全てを一律に作成する義務があるわけではございません。内容によって会議体の目的、性格、その内容が意思決定を行うものなのか、情報交換にとどまるものなのか、政策立案の基礎となるかなどによって運用が異なるとされておりますので、本町もこれに準じた運用を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

1点目については特にやっているということでは理解をいたします。2点目の、この以前の分のそういう記録は有効に活用されているかという質問。ここは実は私今回質問を出した一番のちょっとポイントといいますか、町の今までの答弁を聞いている中で、うまく引き継ぎがいかないんじゃないかなと思われる点が私五つほどちょっとありまして。長くなるといけませんので端的に上げますけれども、一つが先日の補正予算の中で、当時もう敗戦後の米軍の占領下の中ではあるけれども、二島で米軍の爆撃訓練が行われた状況というのが、記録がどうもないような状況であつたというのが一つ。それから、これは前町長が、上長与公民館あるいは丸田荘等々に入浴施設がありますが、そういった入浴施設を一つの町が目玉としてやっていったというふうに、私は以前の議会の中の同僚議員のやりとりで理解しているんですが、その点を確認したところその記録がないというようなことでありました。要するに前町長が立候補する時に住民を回ってみるとそういう要望が多かつたので、それならということでは取り組んだというような話がどうも引き継がれていない。三つ目が、町民運動会の実施に至った経緯ですね。これも私が議会の中で聞いていたのは、元々いた長与の町民と新しく入ってこられた町民のなか

かぎくしゃくした関係があるので、これを何とか解決できないかということで前々町長の吉田安親さんが言っていたのを私もよく覚えているんですが、そういうのの解消のためもあって町民運動会というのをやったんだっていう話があって。やはりこういうことも議会の中で出したけどちょっと分からないという答弁があったので、あれっと思ったのがあります。それともう一つがスパイラルスライダーで起きた事故についても、一定の分以降の分は記録の保管期限を超えているので記録がないということがあって、これについてもやはりこういう重要な問題については保管記録があろうがなかろうがやっぱり残しておくべきじゃないかなというのが、ずっと私の中に引っかかっております。それからもう1点が原爆被災者の救援のために使われたあるものが、ぜひそういったもの被爆遺構として残したらどうかっていうのを、どうも担当者レベルでの人事異動の中で、どうも引き継ぎがうまくいってないんじゃないかなという事案がある。この五つがちょっとこの間立て続けにあったもんで、今回とやかく言うつもりはないんですが、やっぱりこういうのがなるべくないようにしとった方がよくないかなというのが、今回質問をさせてもらった原点でございます。だから端的に言いますと、やっぱり今のような事例がありますと、必ずしも有効に活用している、適切に活用されているとも言えないんじゃないかなと。答弁では活用されているということだったんですが、やはり改善の余地はあるんじゃないかと思うんですがその点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

今、幾つか個別な案件があったということでお伺いをしました。このご質問を受けた際にも事前に「幾つかこんなことがあったんだよ」ということで話も議員の方から伺いまして、所管の方にもどういう状況だったのかということをお尋ねしました。そうすると、その時点その場面でそういった記録の所在だったりとか、内容が不明であったため分からないと答えたものも確かにあるようございまして、その後、調査をして議事録等を確認して判明したというのものもあるようございまして、確かに古い文書になりますと、文書の目録といって簿冊の索引みたいなものを作っているんですけど、いかんせん紙ですのでもなかなか探しにくいという状況は一定あるかと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

膨大な事務量がある中で、これだけを取って全然やっていないじゃないかと言うつもりはさらさらなくて、私は二つやっぱり要因があるかなと思って。一つはやはり戦後からの生き字引のような職員というのが定年退職されて、当時若手だった方が今、部課長をされていらっしゃるんですよね。私が議員になった頃の部課長というのは、それこそ高度経済成長から赤痢の問題とかいろんな話を聞きますけど、いろんなことを経験したそ

ういう職員たちがかなりもういなくなってしまったというのが1点と、やはり少ない職員でやっているということですね。それでやっぱり仕事量が多いということだというふうに思いますので、もう一概にこれでけしからんというつもりはないんですが。それで今後の問題として、今その文書の記録だからなかなか見つからないというのもおっしゃるとおりで、例えば私も過去にこういうことがあったよなということで、議事録を議会の図書室に行って調べても、あまりにも膨大過ぎて途中でもう止めてしまうんですね。ところが今最近はまだ電子データになっているので、これを文字列検索で見つけることができると思うので、ぜひもう過去の分については無理かもしれないですけども、いろんな事業の記録というのが担当の人事異動があっても、どういう経過でどういうふうなことに至っていったというようなものを誰もが職員は閲覧して確認することができるような、いわゆるデータベースですね。これを整備するというものをやっていらっしゃるのか。もし、まだならそれを取り組まないと、今後それこそ先人たちの知見がなかなか活用できなくなってしまうという点が懸念されますので、このあたり取り組んだらいかがかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

先ほど古いものは紙であって検索がしづらいということを申し上げましたが、割と最近の文章で保存年限、期限が来ていないもの、これは紙ももちろんですけど、サーバーの中にデータとして残っているものもございます。むしろこちらの方が今おっしゃられたような文字列検索という点ではメリットがあるかと思っておりますので、こういったものの検索での有効活用ということも実施していきたいと思っております。加えまして昨年度から電子文書での管理システムを本格運用を開始しております。文書自体の電子化ももちろんですけども、起案から決裁に至るまで電子化で運用をしているということで、システムの中に公文書を一元的に管理しておりますので、例えば検索で議事録って入れてみたら今年度についても200件ほど検査結果が出てきましたので、今後さらに効率的に活用ができるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

分かりました。冒頭に言いましたこれまで、今の長与町というのは、先人たちのたゆまぬ努力でなされたというのは、私はいろんな行政の皆さんのあいさつの中で前はもう何となく聞いていたんですが、ここのところ非常にそこが感銘を受けるというか本当そうなんだよなあと。やっぱりいろんなことを経験しながらやってきたっていうのはあるので、ぜひ今後もそういったものがしっかり受け継がれるような、今特にデジタル化が進んでいますので、デジタル化のやっぱり良い点というのは、その記憶を瞬時に引き出

せるというものがありますので、ぜひ今後そうしたものの有効活用をやっていくべきだということを述べまして、1点目と2点目については終わります。

個人番号の問題についてです。ひも付け誤りがどうなのかっていう点については、国の方から長与町については必要ないということであるようですね。これはやっぱりひも付け誤りのパターンがあって、それに長与町が該当しないから大丈夫だろうという判断があったのか。というのが、政府が総点検と言うものですから、私はてっきりもう全ての市町村をしらみ潰しに調べるものだと思っていたんですが、そうではないと。抽出調査というか、そういった感じなのか、もう少し何か補足があればご説明いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

議員おっしゃるとおり今回の総点検については、一定国の点検方法にのっとって実施をしております。町長答弁にもございましたけれども、まずその個別データを点検しましょうという団体を整理するために、事前の調査が行われたということになります。そしてその結果、長与町は個別データの点検は必要がありませんという状況に現在なっているというところでございます。その判定のポイントというところも示されております。その内容について申し上げますけれども、今から申し上げます3点の基準というか、このいずれにも該当していなかったら個別データの点検をしてくださいというふうな判断を今回国はされております。まず1点目がマイナンバーを確認書類とともに取得をしているのかといった点。そして、もう2点目が基本4情報、いわゆる氏名、生年月日、性別、住所ですけれども、この全部の情報によってマイナンバーを照会しましたかというもの。そして三つ目、基本4情報のうち一部の情報でマイナンバーを照会したとしても、妥当な方法によって本人として特定をしていますかと。この三つに該当しない場合に限って、個別データの点検が必要というふうに判断をされているということでした。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

結果的には長与町の事務負担はこれでそうないということで、よかったのかなと思います。了解しました。それからマイナンバーについてなんですけれども、これは情報の保有ということで質問項目を出しておりますので、ちょっとそれに関連してお伺いしたいんですが、マイナンバーカードの発行を申請した人数、そして受け取りに来た人数とのギャップが大きい自治体があるということをちょっとある方からお伺いをして、そういう状況があるのかなという思いがあるものですから。ちなみに本町でそういう傾向、どういう状況なのかという点をお伺いしたいというふうに思います。また、ギャップが

あるとしたらその要因っていうのは、主にどういったことと考えられるのかですね。お願いできるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

本町でマイナンバーカードの現在の未受領者数ですけれども、786名となっております。ただしこれは国の方から9月4日到着までの分での未受領者ですので、直近の方も含まれる数ではございます。また、この数の中で受け取りにいられていない方の理由につきましては、それはちょっと個人のことなので不明なところではあるんですけれども、参考までにこの方々のうち約60%の方が今年の2月末までに交付申請をされた方、マイナポイントが付与されるということで1月、2月頃に申請をされた方ですね。この方々の割合が約60%ということでは把握をしております。ただ、マイナポイント付与につきましてはカードを受領しないと申請もできないものですから、それが直接的な理由かどうかというのはちょっと分からないところですけども、そういった状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

もうこの件については、この程度にしておきたいと思います。

次に、本人通知制度の問題、質問に行くわけですけれども、この本人通知制度というのは、本来は人権侵害を防止するという趣旨で私も住民から、こういう制度があるし全国的に進んでいるので、ぜひ検討するように議会の中で働きかけてもらえないかというような意見がございました。私なりに調べてみますと、かなり自治体での導入は進んでいるということでそうだなということで、情報の問題ということで質問をしようと思っていましたので、その中の一つとして要望しようということで挙げました。しかしながらですね、しかしながらというか、自分なりに調べていくうちにちょっと想定外の問題も含んでいるなということの一つ感じております。端的に言いますと、合法的正当な権利の行使をする上で、この本人通知制度というのが場合によっては障壁になる可能性もあるという点であります。これちょっと例を一つだけ上げますけれども、銀行が例えばある個人Aさんに融資をした場合に、そのAさんはなかなか銀行からの返済、借金返済に応じない、というときには、やはり一定の段階では銀行はその債権を確保するために、弁護士等々に依頼して役場に第三者請求をしますよね。借金を返済しないAさんは、その第三者請求によって通知が来て、本人通知の制度があるから来て、自分に対する情報の開示請求があったなということを知ってちょっと住居を移動されると。もしそういうことがあったときには、債権がある方の目から見れば、その第三者による正当な権利の行使を妨害するという可能性もあるなど。だから一概に手放しで喜べるもんでも

ない、よくよく検討していかないといけないなというのが質問を出した後にちょっと感じました。しかし、推進はやはりしていくべきだとは思っている面もあるので、やはりこういう問題をクリアしながら制度を運用で各自治体実際やっているということですので、そういう面も考慮しながら町がどういう、答弁の中では今後国に要望したり判断をしたり、必ずしもやらないということではないということですので、ちなみにそういった点はどうお考えなのか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

町長答弁にもございましたが、その本人通知制度につきましては、不正取得の防止、抑止をする手段の一つでは大変重要なものの一つかなということでは考えております。ただ先ほど議員が言われましたように正当な請求ですね。こちらの第三者の権利の侵害の可能性があるということが一つですね。それとデメリットとしまして、あと他に挙げられますのが、本人通知をするタイミングが交付後になるということですね。交付後の通知でしかも通知される内容が第三者からであるということと、例えば住民票を交付したのであれば住民票を第三者に対して交付をしましたと、これだけの内容しか通知することができないようになっております。結局その本人については一番知りたいのは、誰から何の目的でそういった請求があったのかということを知りたいかと思うんですけども、それをもし知るには、個人情報保護法に基づきまして情報開示請求することになるかと思うんですけども、もし開示請求をされたとしても個人名であったり、利用目的であったり依頼者、そういったところは開示ができないようになっていますので、本人に対してはもう不安感といいますか、そういったのが残るような状況になってしまいます。なので全国的に見ましても結構多くの団体が制度の導入をしていることは承知をしているところなんですけれども、やり方も、やり方というか手法もさまざまあるようで、そういったところで他の導入をされているところの状況なんかをちょっと研究させていただきながら、そこで判断について検討してまいりたいということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

今おっしゃったような面がやはりあるということで、いろんな団体からもちょっと懸念の声があるということで、私もちょっと見てみますと、いわゆる士業の団体の方々等々も今おっしゃったようなデメリットの面を懸念しているという面はあるようでございます。しかしながら一方で人権侵害を防止するという点で、一定こういう制度を導入した方がいいということで、そういう判断をして導入している自治体もたくさんありますので、制度は導入しつつ、懸念される点について運用でちょっと一定の歯止めというものを。恐らくいろんな自治体が、私も詳細には調べていないんですがいろいろ事例をやっ

ていると思いますので、ぜひメリットデメリットがある中で、うまいことバランスを、口で言うのは簡単ですけどもそういうものができるよう、今後検討していくということですのでぜひその辺りも。やはり人権侵害を防止することと、今言ったいろんな不正の問題を検討していただきたいというふうに思います。本人通知制度については、以上にさせていただきます。

6点目のDV被害者の避難先情報うんぬんについての部分ですけれども、答弁の中では加害者側の請求を拒否する。きちっと守られるような仕組みになっているということでありました。先日新聞の中でもそういう、事前にお渡ししていた新聞記事にありますとおり、とはいえちょっと問題もあって、加害者側の弁護士の訴訟の手続きのためについて間違っとうっかり出してしまったというようなことも過去にはあっているようでもありますので、それを抑止するための、守られる仕組みにはなっていると思うんですがもう少し詳しく、例えば二重のチェックとかやられているとか何かあっているのか。分かりますか。どういう防止策があるのか、この点分かれればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

支援措置制度の対象の方の庁舎内での情報の管理の方法かと思えますけれども、それについてお答えをさせていただきます。支援措置制度の申し込みがありまして、その方が登録をされた場合には、本町での個人情報を取り扱う基幹システムがございまして、そちらの方に登録をされます。その方の情報をそれぞれの所管の業務で出そうとした場合には、警告が表示がなされるようになっております。それで管理をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

大体分かったんですが、例えば支援対象者ですね。要するにDV等々でとある場所に避難をされているよということは、もうきちっと行政の方で把握して、そこに対しての例えば戸籍だとか住民票だとかの第三者のいわゆる請求があったときには、システムの中でそれを請求があったけど「この方の情報については出せませんよ」か、あるいは「ちょっと確認してください」なりのそういう警告アラームみたいなものが鳴って、そして職員がちょっと待てよということで確認をするという、そういう理解でよろしいんですか。そういうシステムになっているということでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

第三者からの請求ということで、例えば住民票とか戸籍の関係とかそういったものが支援措置対象者の分が第三者の方から請求が来た場合でございますけれども、その場合は、基本的に法にのっとって請求があったものについては交付をするようになっていきますので、それは本人も事前に承知をした上での交付という形になります。ただ、その交付の中で、先ほど議員がおっしゃいましたある他県であった事案等にもありますけれども、あるいはその前だったか、国の方から例えばそういった第三者請求であったり代理請求であっても、その加害者と思われる方が依頼元であるとか、そういった場合には交付をしないというようなことになっておりますので、今現在本町でやっているのは第三者請求があった場合でも、相手が例えば弁護士であったりとかいわゆる8業士のところであっても、その所在地であったり依頼元があればそこか交付先ですね。そういった所の情報であったりとか弁護士番号とか、そういったものも全て確認をさせてもらった上で交付をするようにしております。もし怪しい場合については、今のところありませんけれども、連絡等を取って間違いないということを確認した上で、交付をするというようなことで手続きをいたしております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

私もちょっと詳しくないのでよく分からないところはあるんですが、しかし今のだと微妙なちょっと不安な面もあるんですよね。守られる仕組みになっているという答弁ではあるんですが、例えば親権を巡って元夫婦とかご夫婦がまだ係争中の段階で、加害者側の代理の弁護士が請求をしたときにはそれが通って、その弁護士が加害者の弁護人なのかどうかというところまではなかなか分からないわけですよ。答弁できるか、分かるか分かりませんが、そういうのがちょっと大丈夫なのかなという思いがあるんですが、その辺りは難しいんじゃないかなと。そうならば情報が漏れる可能性はないのかなという気がするんですが。分かりますか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

支援措置の申し込みをされる際に、その情報を守られる申請者ですね。それと別に例えば家族の方であれば家族の方、これだけの方の情報を支援の対象としてくださいという申し込みがあるんですけど、そして、それを誰からの請求があった場合についてということで、相手側ですね。それも申し込みがあった際にお伺いするというか記載していただくこととなります。それで法的根拠に基づいて第三者請求があった場合に、例えば弁護士事務所からあった場合に、その弁護士事務所は依頼元まで書くようになっているんですね。職務上請求書ということで、これも様式が定まっております、その様式も国から様式が定められているもので番号が付番されているものが公布をされておりますので、

それに基づいて請求をしていただくこととなりますので、その内容についてもこちらでは確認をさせていただいております。依頼元についても名前が誰からというのがあるので、そこで確認ができるということになっています。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

今の回答である程度理解をして納得をいたしました。今回大きく情報ということで、細目ではもうばらばらいろんなことを言いましたけれども、ぜひ今後とも良いまちづくりに情報、いつ何がどうやって決まったのかとかいうことを、有効に活用されるということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時02分）